

第 107 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 33 回 一般原則部会 (CCGP) 仮議題
4-(2)	第 33 回 一般原則部会 (CCGP) 主な検討議題
5-(1)	第 26 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題
5-(2)	第 26 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
6-(1)	第 47 回 食品表示部会 (CCFL) 議題
6-(2)	第 47 回 食品表示部会 (CCFL) 概要
7-(1)	第 42 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題
7-(2)	第 42 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
参考	「コーデックス連絡協議会の設置について (令和 5 年 9 月 1 日改正)」

第107回コーデックス連絡協議会

日時：令和5年9月8日（金）

13:00～15:30

場所：AP虎ノ門Aルーム

（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

①今後の活動について

- ・第33回 一般原則部会 (CCGP)

②最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第26回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
- ・第47回 食品表示部会 (CCFL)
- ・第42回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和 5 年 4 月 18 日現在

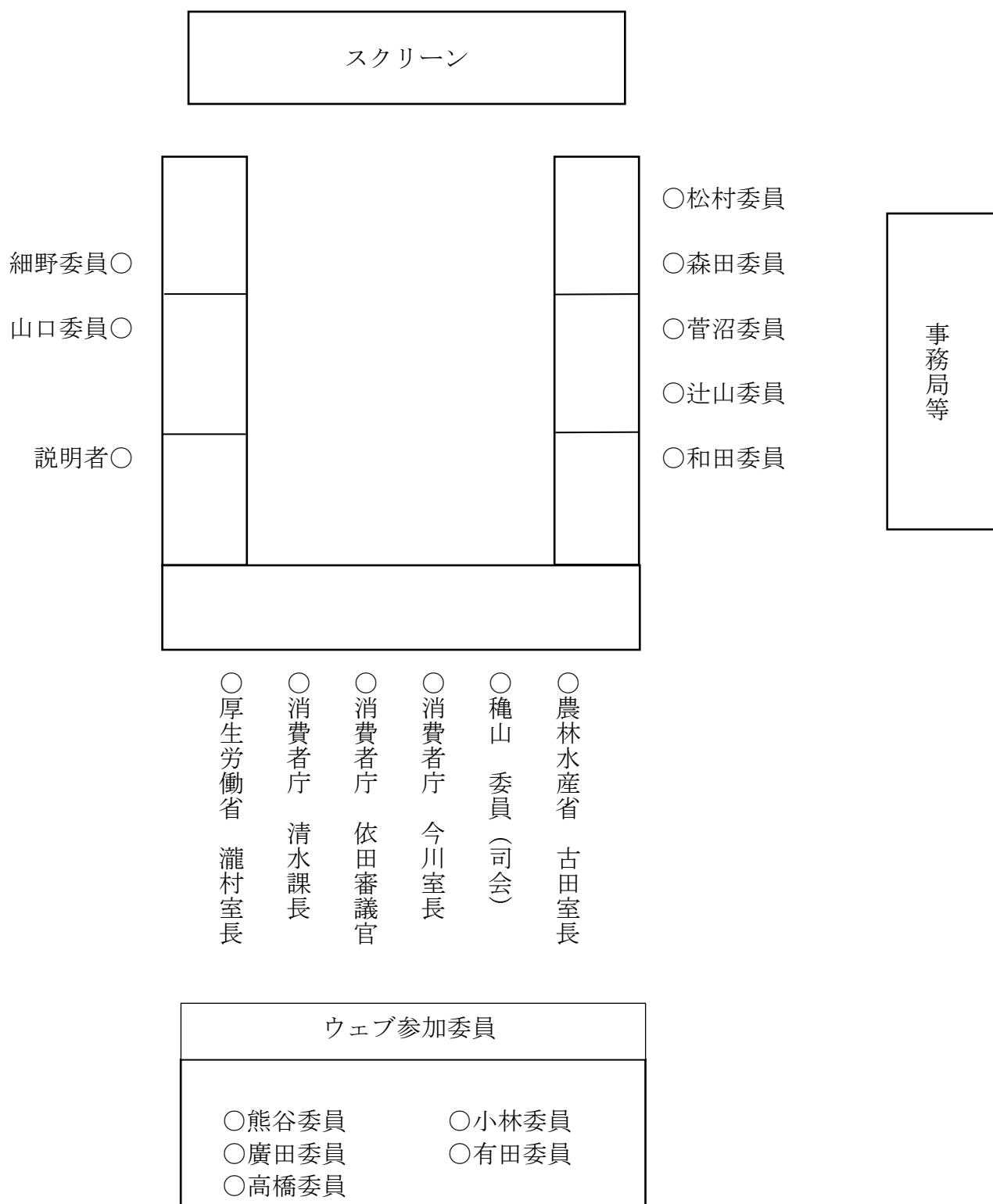
(敬称略 50 音順)

あきやま 磯山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひ と み 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 参与
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
と べ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	ま き 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わ だ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 107 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 5 年 9 月 8 日（金）13:00～15:30

AP 虎ノ門 A ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 33 回一般原則部会

日時：2023 年 10 月 2 日（月）～6 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

仮議題

1	議題の採択
2	総会及び部会からの付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	コーデックス手続きマニュアル：新しい様式に関するプレゼンテーション 及び変更点に関する所見
5	コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正 （amendment）及び改定（revision）指針の更新の提案
6	コーデックス総会の会合に関する手続きルールのレビューと修正の可能性
7	コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加の原則の レビューと修正の可能性
8	その他の事項
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 33 回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題

日時：2023 年 10 月 2 日（月）～6 日（金）

開催地：ボルドー（フランス）

主要議題の検討内容仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、対処したい。

仮議題 2. 総会及び部会からの付託事項

（対処方針）

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より情報提供される。CCGP に検討を求められている事項については、仮議題 5、6 及び 7 において議論される予定。情報収集に努め、対処したい。

仮議題 3. 一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

（対処方針）

FAO と WHO が最近行った CCGP に関連する活動について情報提供される。作業文書には以下の情報が示されている。聴取の上、適宜対処したい。

（FAO 及び WHO）

- ・ コーデックス信託基金（CTF）
- ・ コーデックス E ラーニングコース（日本から FAO への拠出金事業（包括的 SPS 関連対策事業）を活用して開発）

（FAO）

- ・ 国連食料システムサミット 2 年後フォローアップ会合（2023 年 7 月 24～26 日開催）
- ・ FAO 運営組織：第 172 回 FAO 理事会（2023 年 4 月 24～28 日開催）、FAO 総会（2023 年 7 月 1～7 日）
- ・ FAO 戦略枠組 2022-2031 における食品安全の戦略的優先事項
- ・ 農業・食料システムの変革に関する議題

（WHO）

- ・ WHO 運営組織（第 13 回一般作業計画）
- ・ 食品安全のための WHO グローバル戦略 2022-2030 のアップデート

仮議題 4. コーデックス手続きマニュアル：新しい様式に関するプレゼンテーション及び変更点に関する所見

(経緯)

2023 年春に手続きマニュアルの第 28 版が公表された。更新のポイントは以下のとおり。

- ・ 新しいレイアウトに変更
- ・ 最近の総会で承認された手続きマニュアルの修正／新たなガイダンスが収載された
(例：Committees working by correspondence に関する手続きガイダンス、動物用医薬品 MRL の外挿に関するアプローチ、個別食品規格の様式(卸売用食品の表示))
- ・ 使用されている用語の整合を図り、スペルや文法、大文字表記、参照文書の表記を FAO の編集スタイルにあわせた
- ・ 「序文」が収載され、第 27 版からの主要な更新箇所が記載された（今後発行される全ての版に、このような「序文」が収載される予定）

今次会合では、コーデックス事務局からの第 28 版の変更点に関するプレゼンテーション、意見交換等が行われる。また、コーデックス事務局は手続きマニュアルの全ての旧版をコーデックスのホームページに掲載する作業を進めており、これについて説明される予定。

この他、手続きマニュアルのレビューを通して、冗長な用語が使用されていたり、現在の慣行と一致しない内容が含まれていたりする等、改善が必要な箇所が確認されている。今次会合では、コーデックス事務局が今後これらの変更作業を行う場合、どのように進めていくかや、現在の慣行と整合性がとれた手続きマニュアルとするために他に更新が必要な箇所があるか等について、議論される。なお、第 32 回 CCGP（2021 年）で合意した手続きマニュアルのデジタル版の開発は、この変更作業の後に行われる予定。

(対処方針)

第 28 版に関し、コーデックの実務担当者にとって利便性が高まった変更点（主要な変更箇所の記載、PDF 版における参照箇所へのリンク設定等）を取り上げるとともに、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

現在の慣行を踏まえて手続きマニュアルを更新することに関し、作業文書で取り上げられている以外にも現在の慣行と整合していないと思われる箇所があり、手続きマニュアルを有用なものとするために更新は重要な作業である。一方、結果的に大幅な変更になり作業にリソースを要する可能性があること、さらにその結果、デジタル版の開発が遅れることも懸念される。これらに留意して、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

手続きマニュアルのデジタル版の開発に関し、第 32 回 CCGP（2021 年）で合意し、第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）でも確認したように、公表前に加盟国がテストする機会を設けることについて、適宜意見することとしたい。

仮議題 5. コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正 (amendment) 及び改定 (revision) 指針の更新の提案

(経緯)

CCGP の第 31 回会合 (2019 年)¹及び第 32 回会合²において、コーデックス事務局から、コーデックス文書の改定 (revision)、修辭上あるいは実質的な修正 (editorial and substantive amendment)、及び訂正 (correction) の定義の明確化、またこれらの手続きを定めた、手続きマニュアル中の「コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続き指針」(以下、ガイド) の改良の必要性等が提起された。議論の結果、第 44 回総会 (2021 年) に文書を用意し、CCGP に付託するかどうか検討することになった。(第 44 回総会には文書は提示されなかった。)

第 45 回総会 (2022 年) では、コーデックス事務局から、コーデックス事務局が FAO の出版部門とともに FAO の出版物や他の国際基準設定機関がどのように文書の変更や更新を定義しているかについて予備調査を行った結果、コーデックスでは一般的に改定 (revision) は修正 (amendment) よりも大幅な実質的な文書の変更を示すが、変更箇所のボリュームや新しい内容の追加の観点での説明がガイドには含まれていないことがわかったため、これらの明確な規準を設ける必要がある旨説明があった。また、コーデックス事務局が以下を含む文書を用意し、CCGP で検討することが提案された。事務局案に特に異論は出ず、総会は第 33 回 CCGP で本件について議論することに合意した。

- ・ 歴史的にコーデックス文書の修正 (amendment) と改定 (revision) がどのように取り扱われてきたかについての調査
- ・ FAO や産業界から出版されている基準との一貫性と整合性を拡大するための改善を提案
- ・ 修正 (amendment)、改定 (revision)、新版 (new edition) に関する明確な規準とオプションを勧告
- ・ ガイドの更新案を提示

(対処方針)

資料未着。事務局の提案内容及び他の加盟国の意見を踏まえて、ガイドの更新版が加盟国のコーデックスの実務担当者にとってより有用なものとなるよう対処したい。また、改定 (revision) あるいは修正 (amendment) が行われたコーデックス文書については、これまで同様、常に最新版がコーデックスのホームページに掲載されるよう、適宜要請することとしたい。

仮議題 6. コーデックス総会の会合に関する手続きルールのレビューと修正の可能性

(経緯)

コーデックス総会は、コーデックス委員会手続きルール 6 章により、原則として毎年 1 回 FAO または WHO 本部で開催されることとされているが、第 43 回総会 (2020 年)³及

¹ 第 86 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/86-1.pdf>

² 第 94 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/94-2.pdf>

³ 第 93 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/93-3.pdf>

び第 44 回総会（2021 年）⁴は、COVID-19 パンデミックの影響により、3 分の 2 以上の加盟国の事前承認を得て、バーチャル形式で開催された。第 45 回総会（2022 年）⁵は、FAO 本部にて対面で開催されたが、バーチャルでの参加・発言も可能とされ、実質的にハイブリッド形式で開催された（第 45 回総会でバーチャル参加者に発言を認めることに異論はなかった）。但し、投票が行われる可能性があるため、少なくとも 1 名は現地に対面で出席するよう要請された。本年の第 46 回総会（2023 年）も第 45 回総会と同様の形式がとられる予定。

一方、部会の開催については、手続きルール 11 章（部会）の「開催地（place）」に関する規定（7 条及び 8 条）により、対面で開催することとしているが、第 43 回総会（2020 年）において、2021 年に予定されている部会に関し、例外的に、この解釈を物理的な場所に限定せず、バーチャル環境も含めることとし、FAO 及び WHO によって適切と判断された場合、ホスト国政府とコーデックス事務局との協議の上、バーチャル形式で開催可能とすることに合意した。また第 44 回総会（2021 年）では、この解釈を 2021 年に限定せずに継続すること、解釈の適用には第 80 回執行委員会（2021 年 11 月）が整理した規準⁶を考慮することが推奨された。この解釈により、2022 年 10 月までに開催された部会はバーチャル形式で開催されていたが、COVID-19 の感染状況の改善に伴い、2022 年 11 月以降の部会は対面形式あるいはハイブリッド形式で開催されている。

第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）では、バーチャル形式とハイブリッド形式の取扱いに関する議論の結果、第 45 回総会に対し、①バーチャル形式及びハイブリッド形式の会合を継続的に行うことができるよう将来的には手続きマニュアルを見直す必要があるか、②総会が加盟国の承認プロセスを要せずにバーチャル形式で開催可能となるよう手続きマニュアルを修正する必要があるか、検討するよう勧告した。第 45 回総会では、①については、将来的な必要性を確認した。また②について、総会が必要に応じてバーチャル形式で開催できるようにするために手続きルールの修正が必要か否かについて、コーデックス事務局が FAO 及び WHO の法律部門と協議して文書を用意し、第 33 回 CCGP で議論することに合意した。

今次会合にコーデックス事務局から提出されている作業文書では、コーデックス事務局から、2 つの親組織、特に FAO によってバーチャル会議に関する包括的なアプローチが開発されるまで、コーデックスの手続きルールにバーチャル会議を組み込む修正を延期することが賢明とする検討結果が示されている。主な理由として、i) COVID-19 パンデミックの状況下では、コーデックスの作業を継続するために、開催形式に関する柔軟なアプローチをとってきたが、バーチャル会議の経験を通して、加盟国の参加をどう定義するかや、バーチャル会議における投票の実施、定足数の確立等の様々な手続き上の疑問点が生じたこと、ii) これらの問題について FAO 及び WHO による慎重な検討が必要であり、また国連

⁴ 第 98 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>

⁵ 第 103 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

⁶ i) 国連が宣言した世界的な緊急事態。ii) 渡航制限の範囲または渡航制限の変更/予想される変更。iii) 会合で予定されている事項の優先順位。iv) 物理的な会議に参加できないことに関する加盟国からの情報。v) セキュリティ上の懸念（関心のある会議に応じて、国際的、地域的、または局地的に）。

システムの他の組織との広範な協議も必要となる可能性があること、iii) 結果として、バーチャル会議に効果的に対応するために必要な修正の正確な性質と範囲に関し、不確実な部分が残っており、これらを十分に理解する必要があること、iv) 現時点では FAO も WHO も、統治機関のバーチャル会議に対応するために規則を正式に改定しておらず、両機関とも、状況の変化に応じて、必要に応じてその場限りの手続きを採用し続けていること等を挙げている。今次会合では、作業文書で示されている検討結果について、議論される。

(対処方針)

総会のバーチャル開催やハイブリッド開催を今後も選択肢とすることは重要だが、手続きルールの改定には慎重な検討が必要であるとの作業文書に示された検討結果については同意できる。一方で、第 45 回総会では特に明確な承認手続きなく、実質的にハイブリッド開催とされたことから、今後これらの開催形式を採用する場合の規準と承認手続きの必要性について、明確にする必要がある。また、今後の総会においても同様の開催形式の採用が続き、恒常的になる場合には、加盟国の承認による一時的な手続きルールの解釈の変更ではなく、手続きルールの見直しを検討していくべきと考える。これらのことに留意しつつ、加盟国の意見も聴取し、適宜対処したい。

また、部会のバーチャル開催の採用に関し、加盟国が過去に合意した内容を把握できるようにするため、第 43 回及び 44 回総会での合意内容及び第 80 回執行委員会が整理した規準をコーデックスのホームページ等に整理する旨適宜意見することとしたい。

仮議題 7. コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加の原則のレビューと修正の可能性

(経緯)

第 82 回執行委員会（2022 年 6 月）でのオブザーバー資格を有する NGO の参加状況に関する議論において、オブザーバー資格を持つ NGO がコーデックスの作業に貢献するモダリティについて、コーデックス事務局が分析を行うことになった。第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）において、コーデックス事務局から、オブザーバー資格を持つ NGO には、コーデックスの基準策定作業への参加以外にもコーデックスの作業を進めるために SNS、出版物、ウェビナー等を活用して貢献している場合があるが、このような活動は手続きマニュアル中の「コーデックス委員会の作業における NGO の参加の原則」⁷の NGO の参加状況の評価規準に含まれていないため、この原則を見直す必要があるかもしれない、コーデックス事務局、FAO 及び WHO 法律部門が、NGO の原則の修正が必要かどうかをさらに検討し、第 33 回 CCGP で議論したい旨提案があり、執行委員会はこれに合意した。議論において、メンバーから、コーデックスにオブザーバー資格を持つ NGO が参加している主な目的は、コーデックス文書の策定作業への貢献であり、この点をコーデックス事

⁷ Principles concerning the participation of international non-governmental organizations in the work of the Codex Alimentarius Commission; Codex Procedural Manual, 28th edition, pp 187-191. (コーデックス委員会の作業における NGO の参加の原則)

務局、FAO 及び WHO は慎重に考慮してほしい旨要請があった。コーデックス事務局から、NGO の原則の変更点として考えられるのは、NGO の参加状況の評価期間中に、会議に参加せず、意見も提出しなかった NGO を評価するための追加的ツールとして使用するというもので、このような NGO がコーデックスの作業に関心を持ち続けていることを示す機会を提供できる旨回答があった。

今次会合では、コーデックス事務局、FAO 及び WHO 法律部門から、NGO の原則のレビューの結果と修正の可能性について示される予定。

(対処方針)

資料未着。NGO の参加状況进行评估するための追加的ツールとして、コーデックスの基準策定作業への参加以外の規準を含めることとした場合、NGO の本来の参加目的である規格策定作業への貢献に影響が生じる可能性についても検討する必要がある。また、どのような状況が「SNS、出版物、ウェビナー等を活用して貢献している場合」に該当するのか、明確にする必要がある。事務局の提案内容及び他の加盟国の意見を踏まえて、対処したい。

仮議題 8. その他の事項

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 9. 次回会合の日程及び開催地

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 10. 報告書の採択

(対処方針)

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 26 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時：2023 年 5 月 1 日（月）～ 5 日（金）

場所：ホバート（オーストラリア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ 4）
5	同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）
6	食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案（ステップ 4）
8	食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG60-2006）の改訂及び更新に関する討議文書
9	付属書 A（CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題）の見直し及び更新
10	その他の事項
11	次回の開催日及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 26 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 報告書

1. 日時及び場所

日時：2023 年 5 月 1 日（月）～ 5 日（金）

場所：ホバート（オーストラリア）（オンラインとのハイブリッド会合形式にて開催）

2. 参加国及び国際機関

69 加盟国、1 加盟機関（EU）、7 オブザーバー機関

3. 出席者

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品企画課 国際食品室 室長

野田 博之

同 主査

海老名真度

食品監視安全課 輸入食品安全対策室 輸出国査察専門官

白坂 信和*

同 輸出国衛生専門官

村上 聡子

農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 室長

古田 暁人

輸出・国際局 輸出支援課 係長

三枝 尚子

消費者庁 食品表示企画課 課長補佐

宗 伸一郎*

同 食品表示調査官

川上 実穂*

国立保健医療科学院 客員研究員（山口大学共同獣医学部 教授） 豊福 肇

*の出席者については、オンライン参加

4. 概要

議題 1：議題の採択

議題は提案されたものに、議題 9 にインド提案の「輸入食品の却下に関する不服申し立てメカニズムに関するガイダンスの策定」及びブラジル提案の「衛生要件の標準化に関するガイダンス策定」を追加することで採択された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス総会（CAC）及び他の部会からの付託事項について紹介された。

議題 3：CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

CCFICS の作業に関連する、国際連合食糧農業機関（FAO）、世界保健機関（WHO）、国際連合工業開発機構（UNIDO）、経済協力開発機構（OECD）、国際獣疫事務局（WOAH）、WTO・SPS 委員会、規格及び通商開発機構（STDF）及び世界税関機構（WCO）の活動について報告がなされた。

FAO からは、FAO/WHO Food control system assessment tool を用いた国の

食品管理システム(NFCS)の評価に活用したプロジェクトが進行していること、AMR については、FAO/WHO/WOAH で合意していた One Health Partnership に 2022 年 3 月から UNEP (国連環境計画) が加わり四者協定となったこと、2022 年 5 月の WHO 国際保健総会において、WHO Global Strategy for Food Safety 2022-2030 が採択されたことを受け、FAO でも FAO Strategic Priorities for Food Safety within the FAO Strategic Framework 2022-2031 を策定する等、最近の活動が紹介された。

WHO からは、AMR に関して 2021 年 10 月にヒト用医療上重要な抗生物質に関するアドバイザリーグループを立ち上げ、2023 年 5 月に公表される医療用に重要な抗生物質リストの第 7 版を策定したこと、国際食品安全当局ネットワーク (INFOSAN) ではチョコレート菓子を原因とするサルモネラのアウトブレイクの広域対応を行ったこと等が紹介された。

議題 4：国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ 4）

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから、電子的作業部会等において修文されたガイドライン原案について説明がなされ、セクションごとに検討された。

[主な議論]

セクション 1：序論

- ・本ガイドラインの同等性の承認及び維持対象は、国全体の NFCS の若しくは一部分野にも適用されるものであるため、「whole or a part of NFCS」について文書中で繰り返されていることから、脚注へ記載することも提案されたが、文中での使い方が異なること、また読み手の理解のため、当初案を維持することとした。

- ・本ガイドラインは貿易条件を好転させたり、輸出入国の資源を効率的・効果的に活用できるとして、その例示（輸出適格施設リストの承認、代替加工及び検査手順、輸入時検査の頻度の軽減等）はこれに限定されるものではないとしつつ、維持することで合意された。

セクション 3：定義

- ・文書中に繰り返し使用されている「level of protection」は「outcome」とは別の意味であることから、定義に追加するべきという提案については、①WTO・SPS 及び TBT 協定で使用されている「level of protection」が同等性を測る指標として outcome と同じように使用できること、②SPS 協定の「appropriate level of protection」の定義は動植物衛生の分野も含まれ

ており、それはコーデックスの所掌外であること、③いずれか一方とすることは、さらなる議論が必要になることから、当初案を維持することで合意された。

- ・定義の調和については、現在検討中の議題5の同等性に係るガイドラインの統合原案において、引き続き議論することとされた。

セクション5：プロセスステップ

- ・各段階での要請については事前協議と明確に区別することから、「formal request」と修正された。
 - ・ステップ5の「overarching goal」については、文書の整合性のため、「related outcome or level of protection」に修文された。
 - ・ステップ7の文書の維持及び見直しについては、輸出国のみならず、輸入国のNFCSの変更程度等も考慮することとされた。
- その他、所要の修正を行い、Figure 1のフロー図も含め、合意された。

[結論]

国のNFCSの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案をステップ5/8で採択するためにCAC46に送付することが合意された。

議題5：同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ4）

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから、電子的作業部会及び本会合前日に開催された物理的作業部会での議論を踏まえ更新した統合原案（CRD2）について説明がなされ、パラグラフごとに検討された。

[主な議論]

セクション1：序論

- ・本統合案が採択されるときには、パラ4に列挙している既存のコーデックス文書は廃止すべきであると提案されたが、既存の文書の一部若しくは全部に置き換わると現時点で決定することは時期尚早であることから、今後の議論で検討することとされた。

セクション：定義

- ・CRD2 から定義がセクションごと削除されてしまったが事務的なミスのため、コメントは回付文書で提出し、議論は改めて行うことで合意された。

セクション4：原則

- ・「specific measure」について特筆することにより、TBT 措置及びSPS 措置の違いが強調されるが、個別の衛生（SPS）及び技術的（TBT）措置については、「the whole or part of NFCS」の中で包含できるという意見もあり、引き続き検討することとされた。

- ・統合作業中に既存の文書の重要なコンセプトが失われないように、また新たなコンセプトの追加を特定するため、既存文書の規定内容の比較をする必要性があることが指摘された。

- ・パラ 8 f. bis 及び bis bis については、同等性の評価を行う際の輸出国及び輸入国の義務について明記するため、パラグラフを統合し、引き続き議論することとなった。

セクション 6：プロセスステップ

- ・ 8 番目のステップとして同等性の承認の維持の項目を追加することが提案された。

- ・システム同等性及び措置の同等性は、コンセプトが異なることから、プロセスステップを分けることが提案された。また、ステップの明確化及び効率化のため、プロセスステップ自体の統合が必要であるとのコメントも出された。既存の文書の比較を踏まえて、本問題は引き続き検討することが合意された。

セクション 7：合意の文書化及び決定の実行

- ・「agreement（合意）」は協定等に用いられるものであるから、適切な単語を電子的作業部会で引き続き検討する。

- ・「maintenance of equivalence recognition」（既存の同等性承認の拡大を含む）に関するセクションを含むことに合意した。

[結論]

セクション 1（序章）、2（範囲）、3（目的）、4（原則）はステップ 4 とする。ただし、コメントは引き続き受け付ける。他のセクションは、ステップ 2/3 に戻し、今次会合で議論された点とコメントを踏まえ、ガイドライン原案を改訂することが合意された。

改訂作業は電子的作業部会を設置（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国、ケニア）し、次回第 27 回会合に向けて作業することが合意された。

議題 6：食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 4）

電子的作業部会の議長国である米国から、ガイドライン原案について説明がなされ、セクションごとに検討された。

[主な議論]

- ・脚注 3 の地理的表示保護制度 (GI) を含む知的財産に関する記載について、EU をはじめとするいくつかの国からは GI は食品及び食品の品質に関わることからコーデックス及び CCFICS の所掌範囲とする意見があった。

一方で、GI は一部地域に適用されるもので、国際的に承認されたものではなく、知的財産に関してはコーデックス及び CCFICS 所掌範囲外のため、本ガイドラインからも対象外であるという意見もあった。

CCFICS 議長は CAC 及び執行委員会の議長宛に GI は CCFICS の所掌範囲に含まれるか助言を求めることとなった。また、本ガイドラインにおける GI の取扱いについては引き続き電子的作業部会でも検討することとなった。

セクション 1：序論／はじめに

- ・食品偽装に関連する国際機関の取り組みについては、一般的な参照として残しておくこととし、パラ 8 の Annex 2 の reference（国際機関のリスト）は削除することで合意した。

- ・Annex 1 を引用しているパラ 7 はセクション 2 のパラ 9 でカバーされているので不要ということで削除した。食品偽装に関するコーデックス既存の文書リスト（Annex 1）の可否については、引き続き電子的作業部会で検討することとなった。

セクション 2：目的／範囲

- ・食品偽装に対応する機関については国の体制によって必ずしも「food safety authorities（食品安全担当局）」とは限らないため、「competent authority（当局）」に修正した。

- ・このガイドラインは食品事業者(FBO)を対象にしているか議論したが、セクション 6（役割及び責任）に FBO に関するパラが含まれているので、ここで FBO について記述するのは適切であると考えられた、

- ・本ガイドラインの対象に「feed for food producing animals（食用動物のための飼料）」を含むか否か異なる意見があったが、引き続き議論することとなった。

- ・パラ 9 bis 及び bis bis についても、他のセクションとの重複などで、削除提案等があったが、電子的作業部会においてその削除意見も含め、引き続き議論することとなった。

セクション 3：定義

- ・「Food fraud vulnerability」及び「food fraud vulnerability assessment」は本ガイドラインの中で使用されていないことから、削除することで合意された。その他の定義は、削除提案等もあったが、維持することに賛同多数だったため、軽微な修正を行った上で、維持することとなった。

セクション 4：食品偽装の種類

- ・リストはこれに限定されるものではなく、例示であることを明確化した。
- ・「Substitution（置き換え）」については、異なる性質の原料などでも起こ

り、必ずしも価値の低いものとの置き換えとは限らないことから、「lower value」は削除した。「Dilution（希釈）」についても、必ずしも水での希釈に限らないことから、水の例示は削除した。

セクション 5：原則

- ・重複を削除するため、原則 1、2 及び 3 を統合して、一つの原則とし、原則 4 と合わせて 2 つとした。

[結論]

本ガイドライン原案をステップ 2/3 に戻し、今次会合で議論された点とコメントを踏まえ、ガイドライン原案を改訂することが合意された。改訂作業は電子的作業部会を設置（議長国：米国、共同議長国：英国、中国、EU、イラン）し、次回第 27 回会合に向けて作業することが合意された。

議題 7：規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案（ステップ 4）

電子的作業部会の議長国であるオーストラリアから、原則及びガイドライン原案について説明がなされた。前回会合では電子的作業部会に討議文書及びプロジェクト文書の作成を指示し、今次会合で検討することとしていたが、新型コロナウイルスの世界的な流行を契機とした遠隔監査の導入の緊急性から、CCFICS 議長から 2022 年に開催された第 83 回執行委員会に新規作業提案として直接提出し、クリティカルレビューを行い、CAC45 において新規作業として承認された。また、CAC45 で電子的作業部会において原案を作成することに合意した。

今次会合では、電子的作業部会及び提出されたコメントを踏まえて修正した原則及びガイドライン原案(CRD16)を基に議論した。

[主な議論]

セクション 1：序論／はじめに

- ・遠隔監査及び検査は正しく利用すれば、公的検査を効果的及び効率的に改善する可能性があること、ただし、遠隔監査を利用する際には技術の可用性を考慮して、公的検査におけるコストが上がらないようにすることを追記した新たなパラ 3 を挿入することに合意した。

- ・監査及び検査の際に参照すべき既存のコーデックス文書に、General Principles of Food Hygiene(食品衛生の一般原則；CXC 1-1969)、Code of Hygienic Practice for Meat(食肉の衛生規範；CXC 58-2005)、Code of Practice for Fish and Fishery Products（水産及び水産食品の衛生規範；CXC 52-2003）、Code of Hygienic Practice for Milk and Milk Products

(乳及び乳製品の衛生規範；CXC 57-2004)を追加する。

セクション4：遠隔監査及び監視の種類

・コメントを踏まえ、「Live video-streaming」、「Pre-recorded video」、「Off-site desktop review of documentation」、「Remote collection of measurement information」及び「Virtual interview」の定義を当初案通り維持しつつ、所要の修正をした。

セクション5：原則

・原則1は、遠隔監査及び監視は物理的監査及び監視の代替となる場合もあることから、タイトルを原則1: Remote audit and inspection activities complement and may in some cases replace physical audits or inspections”と修文した。遠隔監査及び監視はすべての物理的監査又は監視に代わることを意図したものではないが、状況によっては置き換わることがあり得ることを追記した。

・原則3では、リスクベースの遠隔監査又は監視を実施することとされ、リスクを超えた頻度での実施は適切ではないこと、その範囲は明確にし、関連する当事者間であらかじめ合意することを追記した。

・原則5では、個人情報及び機密情報の利用及びその不正アクセスを防止するための措置を講じること、それらが保証されない場合は、物理的監査又は監視での実施が適切であることを強調するよう修文した。

・その他のセクションも、コメント及び議論を踏まえ、所要の修正を行った。

[結論]

規制枠組みにおける遠隔監査と監視の利用に関する原則及びガイドライン原案をステップ5/8で採択するためにCAC46に送付することが合意された。

議題8：食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG 60-2006）の改訂及び更新に関する討議文書

電子的作業部会の議長国である米国から、既存の「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG 60-2006）」に不足している課題を中心に討議文書及びプロジェクト文書について説明がなされ、議論が進められた。

[主な議論]

- ・結果ベースとし、あまり過度な規範的な要求としない。
- ・トレーサビリティ・製品トレーサビリティの原則である「one step back, one step forward」は維持する。

- ・異なる関係者の役割及び責務の規定及び関係者間の情報共有を推進する。
- ・コストについて考慮し、事業者及び当局の過度な負担とならないようにするとともに、発展途上国及び中小規模事業者の実行可能性に配慮する。
- ・プロジェクト文書については、「interoperability between systems (システム間の互換性)」については、技術の可用性を考慮し、「exchange of information between systems of different stakeholders (異なる関係者のシステム間の情報共有)」に修正するとともに、前述の議論を踏まえた所要の修正を行うこととされた。

[結論]

下記が合意された。

- ・食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則 (CXG 60-2006) の改訂及び更新に関する作業を開始することとし、新規作業承認のためプロジェクト文書を CAC46 に送付する。
- ・次回第 27 回会合での検討のために、電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：英国、オーストラリア、エクアドル、ホンジュラス）を設置し、食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則 (CXG 60-2006) の改訂案を作成する。
- ・他の関連するコーデックスの各部会に対し、本新規作業を報告する。

議題 9：付属書 A (CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題) の見直し及び更新

オーストラリアから、討議文書について説明がなされた。

[主な議論]

- ・付属書 A について会合中に議論する時間がないことから、次回会合までにワークショップを開催し議論することの重要性が確認された。
- ・付属書 B は前回文書から修正した箇所について合意した上で、その使用から得られた経験に基づいて更新する。
- ・インドから「輸入食品の却下に関する不服申し立てメカニズムに関するガイドランスの策定 (CRD4)」が提案され、一部の国から CCFICS の所掌範囲であることから、支持が表明された。ただし、既存のコーデックス文書の付属書とするか、単独の文書を作成するか、また、輸入時の個別貨物の却下については、多くは輸入国及び事業者間での対応となり、輸入国及び輸出国間での問題ではないため、次回会合に向け、課題の整理が必要であるとされた。
- ・ブラジルから「衛生要件の標準化に関する討議文書及びプロジェクト文書 (CRD15)」が提案され、電子証明において、国により類似ではあるが、表

現の異なる証明事項等についてデータ上の負荷になっていることが指摘された。本作業では、基準を定義するとともに、既存の証明事項の分析及び調和された要件等のリスト化の策定が可能とする。提案では、各国独自の要件を維持しながら、食品安全性の向上、通関手続きの簡素化及び迅速化できる電子証明の利用を促進することを目的としている。本提案は複数の国から支持及び協力の申し出がなされるとともに、この提案の実行可能性について評価するため、単一の分野についてパイロットプロジェクトを進めることも推奨された。

[結論]

下記が合意された。

- ・付属書 A の管理を英国が行い、今次会合での議論及びコメントを考慮した更新文書を作成する。
- ・インド（ナイジェリアが協力）に対し、今次会合での議論を踏まえ、次回第 27 回会合において議論するため、輸入食品の却下に関する不服申し立てメカニズムに関する討議文書及びプロジェクト文書を更新して準備するよう要請した。
- ・ブラジル（オーストラリア、ニュージーランド、スペイン、米国が協力）に対し、次回第 27 回会合において議論するため、衛生要件の標準化に関する討議文書及びプロジェクト文書を更新して準備するよう要請した。

議題 10：その他の事項

該当する案件なし。

議題 11：次回の開催日時及び開催地

次回第 27 回会合は 18 か月以内に開催される予定。詳細については、コーデックス事務局と議長国のオーストラリアが調整することとされた。

食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の今後の作業

事項	今後のアクション
国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案	CAC46（ステップ 5 / 8）
規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案	CAC46（ステップ 5 / 8）
「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則(CXG 60-2006)」の更新及び改訂に関する討議文書	ステップ 1 CAC46（新規作業の提案）
	ステップ 2 / 3 電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：英国、オーストラリア、エクアドル及びホンジュラス）
同等性に係るガイドラインの統合原案	ステップ 2 / 3 電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア）
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案	ステップ 2 / 3 電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：英国、中国、EU 及びイラン）
	CCFICS 議長は CAC 及び執行委員会の議長宛に GI は CCFICS の所掌範囲に含まれるか助言を要請。
付属書 A（CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題）の見直し及び更新	文書管理国：英国 ○輸入食品の却下に関する不服申し立てメカニズムに関する討議文書及びプロジェクト文書の策定（提案国：インド、協力国：ナイジェリア） ○衛生要件の標準化に関する討議文書及びプロジェクト文書の策定（提案国：ブラジル、協力国：オーストラリア、ニュージーランド、スペイン、米国）

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回コーデックス食品表示部会

日時：2023 年 5 月 15 日（月）～19 日（金）

場所：ガティノー、オタワ（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	アレルゲン表示
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—アレルゲン表示（ステップ 4）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイダンス原案（ステップ 4）
6	e-コマースに関するガイダンス原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（補足文章）（ステップ 4）
7	技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（ステップ 4）
8	アルコール飲料の表示（討議文書）
9	ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）
10	緊急時における食品表示の免除（討議文書）
11	トランス脂肪酸（討議文書）
12	持続可能性強調表示（討議文書）
13	CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）
14	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

15	その他の事項
16	次回会合の日程及び開催地
17	報告書の採択

※5月9日（火）～10日（水）に仮議題5に関するバーチャル作業部会を開催。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 47 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) 報告書

1. 日時及び場所

日時：2023 年 5 月 15 日（月）～19 日（金）

場所：ガティノー、オタワ（カナダ）

2. 参加国及び国際機関

49 加盟国、1 加盟機関（EU）、23 オブザーバー機関

3. 議長

カナダ（Kathy Twardek (Director, Canadian Food Inspection Agency)）

4. 出席者

消費者庁食品表示企画課

課長補佐

宗 伸一郎

課長補佐

宇野 真麻

国税庁酒税課

課長補佐

坂本 光一

係長

宮澤 由香里

テクニカルアドバイザー

全国清涼飲料連合会

細野 秀和

5. 概要

議題 1：議題の採択

仮議題のとおり採択された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（主な内容）

コーデックス事務局は、コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文（SoP）の適用に関する議長・メンバー向けのガイダンス、及び新たな食料源と生産システム（NFPS）についての回付文書（CL：circular letter）に対する回答をメンバー国やメンバー機関に促した。また、コーデックス委員会 60 周年を契機とした理解増進や地域行事の実施の検討をメンバー国やメンバー機関に促した。

コーデックス執行委員会（CCEXEC）からの、ナトリウム摂取量など非感染性疾患のリスク要因の削減に係る要請については、議題 14（CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準）において検討することが合意された。

議題 3：FAO/WHO から提起された関心事項

(主な内容)

FAO からは、①FAO/WHO 合同の食品アレルギーに関する専門家会議のレポートの状況、②FAO/WHO 合同の生後 3 歳までの栄養摂取値について、カルシウム、ビタミン D、亜鉛の進捗状況、③2016-2025 の国連の栄養のための行動の 10 年や、2022 年世界食料安全保障と栄養の現状、食料システムと栄養に関する世界食料安全保障委員会の任意のガイドライン等の WHO とのその他の合同活動、④年長児（6～12 か月）と幼児（12～36 か月）のたんぱく質と 24 種類の微量栄養素の食事摂取基準値の算定に用いられる手法等に関する報告書を、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）に対して付託すること、⑤2022 年 10 月に開催されたたんぱく質の要件、たんぱく質の品質の評価及びたんぱく質の消化率と品質のデータベースの開発に向けた手法についての IAEA/FAO の合同会議等について情報提供があった。

WHO からは、①2022-2030 の WHA により採択された国際アルコール行動計画や、アルコールに対する健康警告表示の潜在的影響について助言するための、2022 年に設置されたアルコール表示のテクニカルアドバイザリーグループ等のアルコールの表示に関する事項、②トランス脂肪酸の削減活動についてのこれまでの各国での進捗と、さらなる活動の必要性、③非糖質系甘味料や総脂質、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸等に関する WHO 栄養ガイドライン専門家諮問グループのガイドラインの作成等について情報提供があった。

部会は、食物アレルギー表示を含む本会議の議題とも関連する FAO 及び WHO から提供された情報について留意することとした。

議題 4：コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）

(結果)

生鮮果実・野菜部会（CCFFV）によるタマネギ及びエシャロットの規格、生鮮デーツの規格原案、ベリーフルーツの規格については承認された。ベリーフルーツの規格に用いられる「野生 (wild)」の用語は、コーデックスで明確に定義されておらず、この用語の使用は強調表示に該当する可能性があること等、懸念点があったことを CCFFV に伝えることが合意された。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）による乾燥・脱水ニンニクの規格、トウガラシとパプリカの規格、カルダモンの規格案、果実に分類されるスパイスの規格案（オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス）は承認された。サフランの規格案については、原産国（8.3.1）と収穫国（8.3.2）の規定を除き承認された。その上で、原産国（8.3.1）と収穫国（8.3.2）の規定の再考、原産国と収穫国の区別の明確化と収穫国の規定を義務とすべき理由、収穫国の表示が偽装防止にどれだけ寄与するのか根拠を示すことを、CCSCH に対して求めることとなった。

アジア地域調整部会（CCASIA）によるバチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案、植物の葉で包んだ調理米の地域規格原案について承認された。

議題 5：アレルギー表示（ステップ 4）

(経緯)

CCFL45 において、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) のアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン又は注意表示 (precautionary allergen or advisory labelling) に係るガイダンスを策定することで合意した。また、豪州を議長とし、英国及び米国を共同議長とする電子作業部会 (EWG) を設置することで合意した。さらに、GSLPF4.2.1.4 のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。

CCFL 及び食品衛生部会 (CCFH) からの科学的助言の求めに応じて、FAO/WHO 合同専門家会議が開催された。第1部 (リスク評価を通じた GSLPF アレルゲンリストの見直し) は2020年11月～12月、第2部 (主要アレルゲン食品の閾値の設定) は2021年3月～4月、第3部 (主要アレルゲンにおける予防的表示の見直し・確立) は2021年12月、第4部 (食物アレルゲンの免除の見直し・確立) は2022年11月に実施された。

前回部会では、GSLPF の改訂原案については、さらなる EWG での議論のためコメントを収集し、一般的な議論を行った。2. 用語の定義については、特に「アレルゲン」「過敏症」の定義について、「食品関連事業者のアレルゲン管理規範」(CXC 80-2020) の定義と一貫性を持たせるべきである等の意見が出された。また、4. 包装食品の義務的表示については、特に4.2の原材料一覧について、アレルギー反応でない成分や現行リストにある大豆の取扱い等についてメンバーから意見があった。8. 義務的情報の提示についても表示に係るフォント等について記述した8.3.1.1の削除等の意見があった。

予防的アレルゲン表示 (PAL : precautionary allergen labelling) 使用に係るガイダンス原案については、FAO/WHO 合同専門家会議による議論の結果を待って策定作業を進める必要があるとされた。本議題については現在の議長国、副議長国のままで、EWG 等を通じて引き続き検討が継続されることとなった。

今次部会でも引き続き、GSLPF のアレルゲン関連規定の見直し及び PAL に係るガイドラインの策定に向けて検討が行われた。

議題 5.1 : ジョイントプレゼンテーション及び包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示 (ステップ4)

(経緯)

上記参照。

(主な議論)

・本会合に先立ち、バーチャル作業部会 (VWG) が開催された。今次部会は、VWG の結果 (議場配布文書 (CRD) 2) に基づき議論することに合意した。

<定義 food allergen (食物アレルゲン) の追記>

- ・「food allergen (食物アレルゲン)」の定義を追記することに合意した。定義中の文言として、「food and ingredients (食品及び原材料)」とするのと「food and substances (食品と物質)」では、どちらが食品添加物 (例えば亜硫酸塩) や加工助剤までカバーするためにより適切であるかが議論された。
- ・議論においては、FAO/WHO 合同専門家会議で「物質」の定義が用いられることから、

「物質」の文言を用いるべきとの意見があった。しかし、GSLPF の原材料の定義が食品添加物を含み、従って原材料の文言で十分な可能性があるとして、「原材料」の文言を維持することとした。

- ・加工助剤についても定義に加えるべき旨提案があったことから、「substance or processing aid (物質又は加工助剤)」の文言に角括弧を付し、今後議論を行うこととした。
- ・定義の一貫性の観点から「食品関連事業者のアレルゲン管理の実施規範 (CXC 80-2020)」の定義を使用する提案もあった。事務局から、今回提案された定義は FAO/WHO 合同の専門家会議で用いられている定義に基づいており、当該実施規範よりも新しいものであることを踏まえ、CCFH に対して、一貫性の確保のために議論の内容を情報提供し、実施規範の定義の更新を助言することは可能との説明があった。

<4.2.1.4 アレルゲンリスト>

- ・本リストについて一般的な支持は得られた。我が国からは、このような制度が効率的に機能するためには、管轄当局及び事業者が容易に利用できる検査法の存在が重要である旨コメントし、実際にそのような検査法が運用されている例として、「公定検査法」を当局が策定・公表している我が国の例を紹介した。
- ・4.2.1.4 のアレルゲンリストに新規に加えられたごまと、外された大豆について、主に議論が行われた。
- ・ごまについては、アジアにおいてはアレルギー症例が滅多に報告されるものではなく、従ってそれらの国において重要視されていないことや、過去にアレルゲンに位置付けられたことがないことからリスク管理に不安があること、特に小規模な食品関連事業者にとってラベル変更の負担が生じること等の理由から、4.2.1.5 のリストに移すべきとの提案があった。
- ・大豆については、国際的な大豆アレルギーの有病率は4.2.1.4のアレルゲンリストに収載されているその他のアレルゲンの有病率と比較しても同等又は高いこと、大豆アレルギーの有病率は、特に乳に対してアレルギーを持つ乳児において高いこと等の理由から、4.2.1.4 のリストから除外するべきでないとの提案があった。
- ・WHO の担当者は、ごま及び大豆の扱いについては FAO/WHO 合同専門家会議における判断基準や、世界的な使用量に基づいている旨を説明した。また FAO の担当者は、ごま及び大豆についてのリスクアセスメントの詳細と、FAO/WHO 合同専門家会議で使用されたデータの詳細について説明した。
- ・甲殻類を「エビ」「カニ」などのより詳細な名称に変更する提案については、合意には至らなかった。部会は4.2.1.4の脚注がそもそも、食品の本質を示すための具体的な原材料表示を規定していることを強調した。
- ・最終的に、CRD 2で提案の通りの4.2.1.4に合意した。

<4.2.1.5 国又は地域の管轄当局が表示を義務付けてよいアレルゲンリスト>

- ・リストにオーツ麦が位置付けられているが、オーツ麦を4.2.1.5のリストに位置付けているのはその他のグルテンを含む穀物とのコンタミネーションを前提にしたものであり、オーツ麦自身のリスクアセスメントの結果に基づくものではないため、リス

トから除外すべきとの提案があった。

- ・最終的にオーツ麦はリストに留めることとなったが、今後の作業において独立したセクションとすることなども含め、検討を要するとされた。

<4.2.1.6 表示免除>

- ・FAO/WHO 合同専門家会議のレポートのパート4の完全版が入手可能となるまでの間は仮置きとすることに合意した。

<4.2.1.7 亜硫酸塩の表示>

- ・「トータルの濃度が 10 mg/kg 以上の場合に、「亜硫酸塩」の名前を用いて常に表示しなければならない。」という点については合意した。
- ・また、亜硫酸塩の濃度がどのような状態の食品に対して適用されるかを明確化する必要があることにも合意した。この点については、今後議論されることとなった。

<8.3.2 表示方法>

- ・既に各国で実施され消費者から好まれるとともに、業界において使用されている実例があることから、表示方法の柔軟性については留意することとした。
- ・アレルゲンの表示を、原材料リストで行う、個別の文で行う、又は両方で行う、とすることを反映したいくつかの提案があり、それらは今後検討されることとなった。

(結論)

- i 第46回コーデックス総会（CAC46）にステップ5で諮ることが合意された。
- ii オーストラリア、英国、米国を議長国とする EWG を再設置し、ステップ6での回付と次回部会での検討に向けて案の作成作業を行うことが合意された。
- iii CCFH に対して作業の進捗や用語の定義、4.2.1.4 と 4.2.1.5 のアレルゲンリストについて情報提供することが合意された。

議題 5.2：予防的アレルゲン表示ガイダンス原案（ステップ4）

(経緯)

上記参照。

(主な議論)

<文書の位置づけ>

- ・GSLPF の付属書とすることが規格との一貫性を確保し、相違を回避することになることから、本ガイドラインは GSLPF の付属書にするべきとの考えに合意がなされた。

<分析手法とサンプリング>

- ・各国間で一貫したアプローチをするため、政府および食品事業者がどのように量的なリスクアセスメントを行うのか、ガイダンスが検討されるべきとのコメント等が寄せられた。
- ・食品のアレルゲンのリスクアセスメントに信頼性を持たせ、標準化された手法が用いられることを確実にするため、分析・サンプリング法部会（CCMAS）にアドバイスを求めることが合意された。

<結論>

- i 更なる検討のために、本ガイドライン案をステップ2に差し戻すことが合意された。
- ii オーストラリアが議長国、英国と米国を共同議長国とする EWG を再設置し、ステップ3での回付と次回部会に向けて引き続きガイドラインの作成作業を行うことが合意された。
- iii CCMAS に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することに合意した。

議題6：e-コマースに関するガイダンス原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（補足文書）（ステップ4）

（経緯）

CCFL44 において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のほか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

CCFL45 において、インターネット販売/e-コマースに関する新規作業を開始することとなり、CAC42 でも承認された。また、英国を議長国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長国とする、規格原案を準備するための EWG を設置することが合意された。

前回部会では、本文書を GSLPF の補足的な文書とすることに異論があった他、作業の範囲や、e-コマースの定義等について引き続き議論を行う必要があったことから、本議題はステップ2へ差し戻され、改めて、英国を議長国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長国とする EWG で検討することとなった。

今次部会では、本文書を GSLPF の補足的な文書とするかといった文書の位置づけ、e-コマースの文言の定義、本議題をステップ5に進めるか否か等が検討された。

（主な議論）

- ・EWG で検討されたガイドライン原案は、EWG 議長・共同議長により、加盟国からのコメントを踏まえ、修正された（CRD3）。今次部会は、CRD3に基づき、議論が行われた。

＜文書の位置づけ＞

- ・本文書を GSLPF の補足的な文書とするか、独立した文書とするかについて議論した。
- ・本文書については、本文書の内容が GSLPF の範囲を超えているとし、独立した文書とすべきとの意見があり、賛同の声もあった。
- ・一方で、前回部会では本文書を GSLPF の補足的な文書とする扱いとしていたこと、GSLPF との関係の強さを理由に、補足的な文書とすることに賛成する意見もあった。
- ・コーデックス事務局からは、仮に独立した文書となってもコーデックス文書の新しいレイアウト・フォーマットと新しく作成中のコーデックスウェブサイトにより、関係する文書とリンクさせてウェブサイトに掲載することが可能である旨説明があった。
- ・最終的に、本ガイドラインを単独の文書として作成するとともに、掲載の際には関連するコーデックス文書とリンクさせることが合意された。

<定義>

- ・eコマースの定義については、WTO の定義の一部を修正した案、WTO の定義をそのまま用いる案、どちらにも一定の支持があったことから、長時間の議論がなされた。
- ・WTO の定義である「電子的手法による製品・サービスの製造、流通、マーケティング、販売又は配送」をそのまま用いることについては、意味するところが広すぎるとの指摘があり、ガイドラインの範囲を超えているとの観点で、より範囲を限定した「発注を受けることを目的に特化してデザインされた電子的手法による、製品及びサービスの流通、マーケティング、販売又は配送」との案を支持する者がいた。
- ・一方で、WTO の定義は広く使用され、理解されているとともに、将来の本分野の発展もカバーできるとの理由から、WTO の定義をそのまま用いることを支持する意見もあった。
- ・議論を踏まえて、WTO の定義を基にしつつ、本ガイドラインにおける eコマースが食品に関係することを明確化した、「食品に適用される電子的手法による製品・サービスの製造、流通、マーケティング、販売又は配送」との定義が最終的に合意された。

<5.3 保持期限>

- ・消費者の保護と情報に基づく購入の決断のために、食品の保持期限の残余時間を情報提供するように管轄当局が求めることができるのか、議論が行われた。
- ・保持期限の情報提供は食品ロスの回避に資する可能性があるとの観点から、賛成する意見がある一方で、規制による重荷になる可能性を指摘する意見もあった。
- ・また、管轄官庁の決定にゆだねることについても、一貫性を損なう可能性を懸念する意見と、柔軟性を与えることになると評価する意見があった。
- ・本セクションは今次部会では合意までは至らず、今後更なる議論を行うこととし、記述については5.1に移動させることが合意された。

<セクション5 小型商品の表示免除>

- ・小型商品の表示情報の免除の規定を eコマースに適用するのかという点について議論が行われた。
- ・eコマースにはスペースの制約がないとの観点から適用するべきではないとの見解があった一方で、小規模な食品事業者にとって情報提供を求めることは負担になる等の懸念が指摘された。
- ・代替案として、小型商品として表示が免除されている情報について、事業者提供を促す規定を追加する旨が提案されたが、この提案への賛成は広がらなかった。
- ・小型商品の表示免除について維持することが合意されるとともに、事業者提供を促す規定についても今後検討されることが合意された。

<新規セクション5.4>

- ・eコマースで提供される包装食品の食品情報は、消費者へのコスト負担を求めずに提供しなければならない旨を示す新たな原則の追加については、今後検討を行うこととなった。

<セクション6、セクション7>

- ・提案の通り合意された。

<結論>

- i CAC46 にステップ 5 で諮ることが合意された。
- ii 英国を議長国、チリ、日本、インド、中国を共同議長国とする EWG を再設置し、ステップ 6 での回付と次回部会での検討に向けて案の作成作業を行うことが合意された。

議題 7：技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（ステップ 4）

（経緯）

CCFL44 において、CCFL の将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

CCFL45 において、カナダが討議文書を紹介したところ、技術革新を利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改訂し、また、そのために CL を通じてメンバーから意見を募ることとなった。

前回部会では、討議文書を作成したカナダから、ガイドラインの作成を含めた新規作業の提案があり、参加国・機関からは、義務とする範囲についての懸念や、二次元コードを用いることへのリスクについての意見はあったものの、新規作業を行うことについて大きな反対意見は無く、総会に新規作業開始の承認を諮ることとなった（CAC44 で承認）。ガイドラインの作成の作業に向け、カナダを議長とする EWG を設置することとなった。

今次部会では用語の定義等の EWG で論点となった事項について議論の上、ステップ 5 に進めて問題がないか検討が行われた。

（主な議論）

- ・EWG で検討されたガイドライン原案は、EWG 議長国により、加盟国から事前に提出されたコメントを踏まえて修正された（CRD 4）。今次部会は、CRD 4 に基づき、議論が行われた。

<文書の位置づけとタイトル>

- ・本文書はプロジェクトドキュメントの段階では GSLPF の改正も含めて議論することとされていたことから、本文書を独立した文書とするか、GSLPF の補足的な文書の扱いとするかが議論された。
- ・本文書については、独立した文書とすることが合意された。
- ・当初のガイドライン原案のタイトルは「Proposed draft guidelines on the use of technology to provide food information（食品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン原案）」であったが、食品表示に関するものであることを明確化するためタイトルに追記が行われ、「Proposed draft guidelines on the use of technology to provide food information in food labelling（食品表示における食

品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン原案)」とすることが合意された。

< 2. 範囲 >

- ・範囲のセクションに記載されていたテクノロジーの定義に係る文言を、定義のセクションに移すことが合意された。

< 新規セクション 「使用」 >

- ・「このガイドラインは GSLPF を含む、表示に係るコーデックス文書と合わせて読むべきものである。」と規定された新規セクション「使用」を設けることに合意した。

< 4. 消費者への義務食品表示情報の提供がテクノロジーの使用により代替可能かを決定する上で考慮すべき事項 >

- ・4.1 (b)に記載されていた「equal access (平等なアクセス)」の文言は、平等なアクセスを達成することの難しさを指摘する意見があったため、「adequate access (十分なアクセス)」に修正することが合意された。
- ・4.2 について、食品の名前と健康と安全に関する食品情報はテクノロジーを利用した手法のみで提供されるべきではないことが明確化された。また、当初案では「Food information that relates to an individual physical product (e.g. lot code, date marking)」と記載され、「健康と安全に関する食品情報」の例示が行われていたが、何が健康と安全に関する食品情報であるかは、各国の規制を行う者が議論すべきことであるとして、削除された。
- ・4.3 で用いられていた「賞味期限 (best before date)」はより一般的な「期限表示 (date marking)」に変更された。
- ・4.4 において言及されていた、緊急時等において表示免除されている情報のテクノロジーを用いた情報提供については、議題 10 (緊急時における食品表示の免除 (討議文書)) において個別に議論されることから、削除された。

< 5. ラベル上ではアクセスすることができない義務的食品情報への消費者のアクセスを提供するためのテクノロジーの使用 >

- ・CRD 4 による提案の通り合意された。

< 6. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則 >

- ・6.1、6.2 は案の通り合意された。
- ・食品情報を商業目的の情報と切り離して表示すべきことを明確化する新規の原則を追加すべきことが提案された。同様の旨を規定するのは新規の原則を設ける以外にも、6.4 に文言を追記する手法も考えられたことから、今後議論を行うこととなった。
- ・6.4 の「shelf life (貯蔵寿命)」の文言については、貯蔵寿命を判断することが難しく、また新規の用語となる可能性があるため、「shelf life [at least and not less than best before date or expiry date] (貯蔵寿命 (最低でも賞味期限又は消費期限))」とすることとなった。
- ・6.5 には、消費者のデータ保護の側面を強化するため「また、上位組織のデータ保護方針に従わなければならない」との文言を追記することが提案され、今後議論が行われることとなった。

- ・ 6. 6-6. 10 については、概ね賛成が得られたものの、部会においては十分な時間の議論ができず、今後 EWG で議論が行われることとなった。

<結論>

- i CAC46 にステップ 5 で諮ることが合意された。
- ii カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とする EWG を再設置し、ステップ 6 での回付と次回部会での検討に向けて案の作成作業を行うことが合意された。

議題 8 : アルコール飲料の表示 (討議文書)

(経緯)

CCFL45 において、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の 5 つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

WHO からは、消費者が容易に理解できるアルコール表示が必要等の説明があり、最終的には、ロシア、EU 及びインドが各国からの意見に基づいて討議文書を改正し、次回部会で改めて検討することに合意した。

本合意に基づき各国に対して、「CCFL45 において示された 5 つの勧告のうち支持する勧告及びその根拠」について意見が求められ、我が国は次のとおり回答した。

「アルコール飲料に特有の表示については、国際統一規格を作成せずに引き続き各国に委ねられるべきであるが、既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理を行うことは、加盟国間でアルコール飲料が「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」の「食品」に該当するかどうかについての共通認識を形成する点において有益であると考えられることから、勧告 4（既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始）を支持する。」

前回部会では、議論は行われなかったが、ロシアから引き続き討議文書の作成作業を行いたい旨の発言があった。また WHO もこの議題は公衆衛生上有益なものであり、討議文書の作成を支援する旨の発言があったため、WHO 等の協力を得て、ロシア、EU 及びインドが次回部会までに討議文書を準備すること、討議文書作成のための CL の質問内容についてはコーデックス事務局が支援することに合意した。

今次部会では、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について議論が行われた。

(主な議論)

- ・議長は本議題についていくつかの CRD が提出されていながら、討議文書は準備が行われなかったこと、本議題を部会のアジェンダとして残すのか否かを判断すべきことを述べた。
- ・WHO の担当者は本議題の重要性について強調するとともに、本作業を主導するコーデックスメンバー国がない場合には WHO が討議文書を作成する旨を提案した。本議題の重要性については賛同するメンバー国もあったが、この議題を主導するメンバー国は現れなかった。また、WHO が討議文書を作成することについては、コーデックスの手続き上問題がないのか疑問を呈するメンバー国もあったが、コーデックス事務局から FAO 及び WHO の事務局長はコーデックスの会議において、議題を設けることができる旨が明確化された。
- ・コーデックス事務局は、既存のコーデックスの表示に関する文書がアルコール飲料にも適用されるが、メンバー国においては広く適用されているようには見えないことについて、CL で質問すべきであると述べた。

<結論>

- i 部会の議題として、アルコール飲料の表示に関する議題を残すことに合意した。
- ii この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して、CL を事務局が発出するように要請することに合意した。
- iii CL の結果に基づいて WHO が討議文書を作成することに合意した。

議題 9：ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）

(経緯)

CCFL45 において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明であったため、今次部会に向けて、コロンビアが討議文書を改訂することとなった。

前回部会において、コロンビアの準備した改訂討議文書について、一部のメンバーから支持された一方、既に GSLPF があり、多くのメンバーからは新規作業の必要性に疑問が示された。このため、コロンビアが GSLPF におけるギャップを明らかにし、再度討議文書を作成することとなった。

今次部会では引き続き、新規作業の必要性について議論が行われた。

(主な議論)

- ・コロンビアの担当者は詰め合わせ食品の例と、包装内の全ての食品に単一の表示を行う必要性を強調するとともに、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、それらの形式の食品も個々の食品と同様の表示の要件を満たすよう、GSLPF の修正が必要であると説明した。また、GSLPF の規定の修正についても触れ、見直すべき可能性がある規定を示した。

- ・新規作業の開始について反対する意見は見られなかったが、詰め合わせ商品に対し GSLPF を適用することについて、自国内では問題が生じていない旨を述べたメンバー国や、この問題に対処するために、卸売用食品の容器の表示に関する一般規格（CXS 346-2020）を検討することを提案したメンバー国があった。
- ・修正されたプロジェクトドキュメントに合意した。

<結論>

- i 新規作業を開始するとともに、CAC46 にプロジェクトドキュメントを提出することが合意された。
- ii コロンビアを議長国、ジャマイカを共同議長国とする EWG を設置し、ステップ 3 で
の回付と次回部会での検討に向けて原案の作成作業を行うことが合意された。

議題 10：緊急時における食品表示の免除（討議文書）

（経緯）

前回部会において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

今次部会では、新規作業の必要性等について議論が行われた。

（主な議論）

- ・米国は緊急事態における表示免除の潜在的作業の議論を主導するとともに、表示の柔軟性を、GSLPF の一部修正と独立したガイドラインのどちらで規定するのかを議論するため、CL の回答と部会での検討のために提案された事項を、討議文書に取りまとめたことを述べた。CL の回答では、いくつかの国と地域で新型コロナウイルスの世界的流行に起因するサプライチェーンの危機に対処するために一時的な表示の柔軟性が検討、実施されたことが示されており、このことは消費者の保護と公正な取引を確保するための一般的で構造化された枠組みの必要性を裏付けるものであったとした。
- ・新規作業の開始に対しては、現在が経験を反映する上で適したタイミングであることや、緊急時に原材料の柔軟な代替を可能にすることから業界にとってメリットになりうること、柔軟性の乱用を防止することにも役立つ可能性があることなどから、賛成する意見があった。一方で、ケースバイケースで対処が可能であることや、幅広い表示の免除に門戸を開く可能性があることから緊急事態とは何かをよりよく理解する必要がある、との観点から新規作業について賛成しない意見もあった。
- ・新規作業の開始前には、緊急事態には感染症の世界的な流行（パンデミック）や戦争などの様々なものがあることや、輸入国と輸出国では状況が異なる可能性があり、輸入国の方がより問題を抱えている可能性があることなど、更なる検討が必要であるとされた。

<結論>

- i 米国を議長国とする EWG を設置し、作業の範囲と「緊急事態」「柔軟性」の定義につ

いて特に重点を置いた討議文書を次回部会での検討に向けて作成することに合意した。

議題 11：トランス脂肪酸（討議文書）

（経緯）

第 46 回部会において、カナダからトランス脂肪酸に関する新規作業の提案（プロジェクトドキュメント）として、GSLPF 等の改訂を通じた包装済み加工食品へのトランス脂肪酸の表示義務化、水素添加油脂の原料表示及び用語の定義の 2 点について提案された。WHO が強力な協力意思を示した一方、各国から、包装済み加工食品への表示義務化は除外すべき、油脂部会（CCF0）の議論を踏まえるべき等の意見もあったため、新規作業との位置づけではなく、潜在的な新規作業として引き続きカナダが討議文書を準備することに合意した。

その後、2022 年 3 月に、コーデックス事務局から届いた CL にて、食品の容器包装上において、①栄養成分表示中におけるトランス脂肪酸の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論することを目的として、国内での取組状況について意見が求められ、日本は、CCFL において引き続きトランス脂肪酸を議論することを否定しないが、各国・地域におけるトランス脂肪酸の摂取状況等によって、食品表示を含むトランス脂肪酸の規制の在り方は異なるため、柔軟な対応が必要である旨等を回答した。

当初は今次部会において、①栄養成分表示中におけるトランス脂肪酸の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論が行われる予定であったが、カナダは今次部会では議論を行わず、2024 年 2 月に予定されている CCF028 での議論を踏まえて、次回部会において検討を行うことを提案している。そこで今次部会においては、次回部会での検討に向けて引き続きカナダが討議文書を準備することについて、説明と承認が行われた。

（主な議論）

- ・カナダからは、CCF0 での議論を踏まえる必要があることから、当該部会の次回セッションの結果を待つこととし、討議文書の作成と提示は次回部会に延期された旨、説明があった。
- ・メンバー国からこの作業に対し、WHO が行っている活動について情報提供するように求めがあり、WHO の担当者は飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸についてのガイドラインは 2023 年の 6 月に発行される予定である旨や、2023 年までの産業的に製造されたトランス脂肪酸の除去活動に貢献するものであることから、WHO はトランス脂肪酸に関する作業への支援に尽力する旨を説明した。

<結論>

- i CCF0 での検討の結果を待ち、トランス脂肪酸の議論を次回部会へ延期することに合意した。
- ii 次回部会に向けた、カナダが CL の結果、飽和脂肪酸・トランス脂肪酸の WHO のガイ

ドライン、CCF028 の結果を踏まえ、討議文書を作成することに合意した。

議題 12：持続可能性強調表示（討議文書）

（経緯）

前回部会においてニュージーランドから、CCFL の業務の範囲内において、持続可能性表示に係る新規作業の可能性を検討する討議文書を作成する旨申し出があり、ニュージーランドと EU が討議文書を作成することとなった。

今次部会では、新規作業の開始及び文書の意図等について議論が行われた。

（主な議論）

- ・ニュージーランドの担当者は討議文書について説明し、持続可能性は国際的な問題であるとともに、食品製品を含めた製品の持続可能性に対する消費者の関心が高まっていることを強調した。また本議題への対応には様々な機関が協力し、部門をまたいだアプローチが必要であること、食品表示における持続可能性の強調表示の種類は増加しつつあるものの、それらの多くは強調表示の一般ガイドライン（CXG 1-1979）の要件を満たさない可能性があるため、消費者にとっての誤認のリスクがあることから、CCFL には明確な役割があると指摘した。
- ・コーデックス委員会にとって持続可能性は重要な話題であることについては合意があった一方、新規作業の開始については賛否があった。
- ・新規作業に賛成するメンバー国は、この分野について既に規定を設けようと検討している国もあり、本新規作業はタイムリーなものであること、持続可能性表示は消費者の情報に基づく消費者の選択に資すること、強調表示の一般ガイドラインは持続可能性強調表示の裏付けに十分なものとは言えないことを主な理由として賛成した。
- ・現時点での新規作業開始に賛成しないメンバー国は、強調表示の一般ガイドラインには持続可能性表示に対処するのに十分な包括性があるとの観点や、この分野は既に他の国際団体が行っており、他者の作業と重複してしまう懸念があること、作業が検討されるのであれば、持続可能性強調表示を含めたすべてのタイプの強調表示をカバーするという観点から強調表示の一般ガイドラインを更新・強化することに重点を置くべきである、等の観点を述べた。
- ・ニュージーランドは、本作業は他の国際的な機関において実行中の作業を補完するものであることから、重複を避ける観点から、他の機関が行うこの分野における作業を確認することが重要であるとした。また、最終的なガイダンスが単一のガイダンスになる可能性がある一方で、強調表示の一般ガイドラインの更新・修正になる可能性もあると述べた。

＜結論＞

- i ニュージーランドを議長国、EU、米国、コスタリカを共同議長国とする EWG を設置し、食品における持続可能性に係る強調表示について他の国際機関が行う作業や、食品表示部会が行うべき作業の範囲について重点に置いて、次回部会に向けて討議文

書の作成を行うことが合意された。

議題 13 : CCFL の将来の作業及び方向性 (討議文書)

(経緯)

CCFL43 において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

CCFL45 においては、英国が、脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」の栄養記述に係る議論を含めるため、将来の作業及び方向性に係る討議文書をアップデートすることとなった。さらに、5 メンバーから、新規作業に係る提案があった。

前回部会においては、カナダからはトランス脂肪酸に関する新規作業の提案、ニュージーランドからは「持続可能性の強調表示」他について討議文書を準備中である旨、米国からは、「非常時における食品表示除外」について討議文書を準備中である旨が説明された。

今次部会では、CL に付されている作業一覧の中に、討議文書を作成すべき事項があるのか否かを中心に検討を行った。

(主な議論)

- ・ 討議文書を取りまとめたニュージーランドは議題について紹介し、潜在的な新規作業は今次部会ではない旨を述べた。
- ・ コスタリカは、添加糖分の定義に関する討議文書の準備を申し出た。

< 結論 >

- i コスタリカが添加糖類についての討議文書を取りまとめることについて合意した。
- ii イタリアが次回部会に向けて CCFL の将来の作業及び方向性の討議文書を作成することに合意した。

議題 14 : CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

(経緯)

CCEXEC70 が、全ての部会に、CCFH の例にならい、作業管理のためのアプローチの作成を検討するよう勧告したことを踏まえ、前回部会において、CCFL の新規作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準案を検討するとともに、CL プロセスを通じて、当該案に係る意見を募ることとなった。

前回部会では、事務局から CL プロセスを通じて修正した案等の説明があったが、検討時間が確保できなかったことから、改めて各国等からの意見等を踏まえて規準案を修正し、次回会合で議論することとされた。

今次部会では複数の新規作業提案がある場合に適用されるべき優先順位付けプロセス、臨時作業部会の必要に応じた設置等について、検討が行われた。

(主な議論)

- ・優先順位付けのプロセスは必要性に応じて適用されるべきであり、必要性が生じた場合には、当該プロセスは臨時作業部会（会期中作業部会等）によって使用される、と提案する事務局作成文書の勧告事項について概要を述べた。勧告事項には賛成意見が寄せられた。
- ・臨時作業部会を設置する必要性を引き起こすものの明確化や、開催方法など、臨時作業部会のモダリティの明確化について意見があった。
- ・議題2で述べられた、CCEXECからの、ナトリウム摂取量など非感染性疾患のリスク要因の削減に係る要請についても再度取り上げられた。

<結論>

- i CCEXECからの要請や、今次部会で提供されたコメントを踏まえ、アプローチ及び規
準について修正作業を行うことが合意された。

議題 15：その他の事項

(結果)

- ・検討すべきその他の事項はなかった。

議題 16：次回会合の開催日と開催地

(結果)

- ・次回会合は暫定的に18か月後の開催としており、開催地は未定であるとした。最終的な調整は開催国とコーデックス事務局による確認を経ることとした。

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

責任部局	目的	事項	規格等	ステップ
メンバー国 第 84 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	採択	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案：アレルゲン表示	N10-2019	5
		e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン原案	N09-2019	5
		食品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン原案	N07-2021	5
メンバー国 第 84 回 CCEXEC 第 46 回 CAC/ EWG（コロンビア・ ジャマイカ） メンバー国 第 48 回 CCFL	承認/ 案作 成/ コメ ント/ 議論	GSLPF の一部修正：ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示	CXS 1- 1985	1/2/3
CCFFV/CCASIA	情報 提供	承認事項/勧告事項	-	
CCSCH	情報 提供/ 回答	承認事項/勧告事項	-	
CCFH	情報 提供	アレルゲン表示	-	
CCMAS	助言/ 作業 の要 請	アレルゲン表示:分析・サンプリング法	-	
EWG/PWG （豪州、英国、米 国） メンバー国 第 48 回 CCFL	案作 成/ コメ ント/ 議論	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂：アレルゲン表示	6/7	
		包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂：予防的アレルゲン表示ガイドライン	2/3	
EWG/PWG （英国、チリ、イン ド、日本、中国） メンバー国 第 48 回 CCFL	案作 成/ コメ ント/ 議論	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン	6/7	

EWG/PWG (カナダ、インド、ニュージーランド)	案作成/ コメント/ 議論	食品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン	6/7	
WHO 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	アルコール飲料の表示 (討議文書)		
EWG (米国) 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	緊急時における食品表示規則の適用 (討議文書)		
カナダ 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	トランス脂肪酸 (討議文書)		
EWG/PWG (ニュージーランド、EU、米国、コスタリカ) 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	持続可能性強調表示：強調表示の一般ガイドライン (CXG 1-1979) の改訂 (討議文書)		
コスタリカ 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	添加糖類の定義 (討議文書)		
イタリア 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	CCFL の将来の作業及び方向性 (討議文書)		
カナダ CCFL 事務局 メンバー国 第 48 回 CCFL	案作成/ 議論	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規 準		

第47回コーデックス食品表示部会 概要

CCFL47：基本情報及び議題一覧

開催地 オタワ（カナダ）
議長国 カナダ
開催期間 2023年5月15日（月）～19日（金）
（対面での開催は2019年のCCFL45以来4年ぶり。）
出席国数 49か国及びEU（その他、23の団体がオブザーバー参加）

番号	議題名	
1	議題の採択	7 技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（ステップ4）
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	8 アルコール飲料の表示（討議文書）
3	FAO/WHOから提起された関心事項	9 ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）	10 緊急時における食品表示の免除（討議文書）
5	アレルゲン表示	11 トランス脂肪酸（討議文書）
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案－アレルゲン表示（ステップ4）	12 持続可能性強調表示（討議文書）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイダンス原案（ステップ4）	13 CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）
6	e-コマースに関するガイダンス原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（補足文書）（ステップ4）	14 CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
		15 その他の事項
		16 次回会合の開催日と開催地

議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案※1—アレルゲン表示（ステップ4）

用語の定義への「food allergen（食物アレルゲン）」の追記

- 「food allergen（食物アレルゲン）」の定義を追記することに合意した。定義中の文言として、「food and ingredients（食品及び原材料）」とするのと「food and substances（食品と物質）」では、どちらが食品添加物（例えば亜硫酸塩）や加工助剤までカバーするためにより適切であるかが議論された。
→ GSLPFの原材料の定義が食品添加物を含むことから、「ingredients（原材料）」を維持することが合意
- 加工助剤についても定義に加えるべき旨提案があったことから、「substance or processing aid（物質又は加工助剤）」の文言は今後議論を行うこととなった。
- 定義の一貫性の観点から「食品関連事業者のアレルゲン管理の実施規範」の定義を使用する提案があった。
→ 今回提案された定義はFAO/WHO合同の専門家会議で用いられている定義に基づいており、当該実施規範よりも新しいものであることを踏まえ、食品衛生部会（CCFH）に対して、一貫性の確保のために議論の内容を情報提供し、実施規範の定義の更新を助言する可能性があるとされた。

現時点の改正案

この文言の扱いは今後検討

2. DEFINITION OF TERMS

"Food allergy" means a reproducible adverse health effect arising from an immunoglobulin class E (IgE) antibody or non-IgE antibody immune-mediated response following oral exposure to a food."

"Food allergen" means a food or ingredient **[or substance or processing aid]** used in food, usually a protein or protein derivative that can elicit IgE-mediated or other specific immune-mediated reactions in susceptible individuals.

"Coeliac disease" means a chronic immune-mediated intestinal disease in genetically predisposed individuals induced by exposure to dietary gluten proteins that come from wheat, rye, barley and triticale (a cross between wheat and rye).

※1 部会当日は、CRD2（以下URLにて公表）に掲載の改訂原案について議論された。

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-47%252FCRDs%252Ff47_CRD02x.pdf

2

議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—アレルゲン表示（ステップ4）

4.2.1.4 アレルゲンリスト

- 本リストについて一般的な支持は得られた。我が国からは、このような制度が効率的に機能するためには、管轄当局及び事業者が容易に利用できる検査法の存在が重要である旨コメントし、実際にそのような検査法が運用されている例として、「公定検査法」を当局が策定・公表している我が国の例を紹介した（CRDについては次ページ参照）。
- ごまについては、アレルゲンに位置付けられたことがなくリスク管理に不安があること等の理由から、4.2.1.5のリストに移すべきとの提案があった。また、大豆については、大豆アレルギーの有病率等を理由に、4.2.1.4のリストから除外するべきでないとの提案があった。
- WHOの担当者は、ごま及び大豆の扱いについてはFAO/WHO合同専門家会議における判断基準等に基づいている旨を説明した。またFAOの担当者は、ごま及び大豆についてのリスクアセスメントの詳細と、FAO/WHO合同専門家会議で使用されたデータの詳細について説明した。
- 甲殻類を「エビ」「カニ」などのより詳細な名称に変更する提案については、合意には至らなかった。部会は4.2.1.4の脚注がそもそも、食品の本質を示すための具体的な原材料表示を規定していることを強調した。
- 最終的に、提案の通りの4.2.1.4に合意した。

現行のGSLPF

4.2.1.4 The following foods and ingredients are known to cause hypersensitivity and shall always be declared:²

- Cereals containing gluten; i.e., wheat, rye, barley, oats, spelt or their hybridized strains and products of these;
- Crustacea and products of these;
- Eggs and egg products;
- Fish and fish products;
- Peanuts, soybeans and products of these;
- Milk and milk products (lactose included);
- Tree nuts and nut products; and
- Sulphite in concentrations of 10 mg/kg or more.

亜硫酸塩の規定は4.2.1.7へ移動

Soybeansは削除され、4.2.1.5へ

現時点での改正案

4.2.1.4 The following foods and ingredients are known to trigger food allergy or coeliac disease and shall always be declared using the specified name in addition to or as part of the ingredient name¹:

FOODS AND INGREDIENTS	SPECIFIED NAME
Cereals containing gluten ¹ :	
- wheat and other <i>Triticum</i> species	'wheat'
- rye and other <i>Secale</i> species	'rye'
- barley and other <i>Hordeum</i> species and products thereof	'barley'
Crustacea and products thereof	'crustacea'
Eggs and products thereof	'egg'
Fish and products thereof	'fish'
Peanuts and products thereof	'peanut'
Milk and products thereof	'milk'
Sesame and products thereof	'sesame'
Specific tree nuts	
- Almond	'almond'
- Cashew	'cashew'
- Hazelnut	'hazelnut'
- Pecan	'pecan'
- pistachio	'pistachio'
- walnut	'walnut'
and products thereof	

新規に追加

参考：日本のCRD（Conference Room Document）和文

要旨

1. 新たなセクション4.2.1.3及び4.2.1.4が各国/地域の国内法令に取り入れられた際に、各国/地域において、どのようにアレルギーに関する公定検査法（authorized detection method）が確立され得るかについての議論を次のステップとして開始することについての、委員会へのご提案
2. メンバー国及びNGOのご参考のため、包装食品に「含まれる」場合に表示が義務付けられる各アレルギーに係る日本の検査法のご紹介

はじめに

日本は、改訂案を現在の形で導いてこられたオーストラリア、英国及び米国の作業に感謝いたします。2023年のCLに係る日本のコメントはCX/FL23/47/5 Add.1(Part A)にまとめられており、日本は新たな4.2.1.3と4.2.1.4を支持しております。

メンバー国/地域がこのような表示規制の効果を促進するためには、日本は、公定検査法（authorized detection method）を各国/地域の法制に組み込むというのはいよいよアイデアだと考えます。このような、公定検査法は食品関連事業者がこのような規制を遵守することを容易にし、かつ当局が規制を執行することも容易にするからです。その結果、この公定検査法のスキームは、食物アレルギーの患者がより正確な情報を得ることを可能にすると考えます。このため、日本は本部会に対し、次のステップとして、アレルギーに関する公定検査法がどのように確立され得るかに関する議論を開始することをご提案するものです。また、アレルギー表示の改訂/確立に取り組む国/地域にとって日本の経験が何かしら助けとなることを期待して、そのような検査法に基づく日本の食品表示制度についてご紹介したいと思っております。

背景(Background)

2001年に日本が初めてアレルギー表示制度を導入したときから、日本ではこうした義務表示制度の適切な執行のためには、食品中のアレルギーの存在を検出できる科学的方法的確立が必須だと考えられていました。というのも、義務表示であることから、当局が適切にこの規制に基づき罰則の適用等を行うことを可能とすることが必要であるためです。また、食品の製造工程が複雑であればあるほど、食品関連事業者が最終製品中のアレルギーの存在を正確に把握することは難しくなります（例えば、いわゆる複合原材料の中に微量に含まれている場合など）。このため、食品表示に責任を持つ事業者が消費者にアレルギー情報を正確に提供するためには、彼ら自身がアレルギーの存在をセルフチェックできる実用的な方法が必要と考えられました。ELISA試験やPCR試験といった検査法は、当局に科学的な裏付けを提供するための可能な方法として研究（investigate）されました。

このような考えに基づき制定された日本のアレルギー表示制度では、消費者庁がアレルギーの品目ごとに、定量的及び定性的^{※1}な「公定検査法（authorized detection method）」を指定し公表しています。公定検査法で使用されるキットは簡単に手に入り、当局は公定検査法に基づいて監視を行っています。食品関連事業者は自身の製品についてセルフチェックしています。なお、各品目の公定検査法（定量検査法）によって陽性と判断されるのは、加工食品1グラムあたりアレルギーとなる原材料由来のタンパク質含有量が10µg以上です^{※2}。もし監視の結果製品が表示義務違反だとされれば、当局は罰則の適用等を行います。当局は監視（monitoring）において公定検査法を用いるので、罰則の適用を考える上でもこの10µg/gという値は重要です。

義務表示及び推奨表示/定期調査(Mandatory Labelling and Recommended Labelling/Periodic Reassessment)

換言すれば、もしあるアレルギーが頻度や深刻度等から見て重要であったとしても、公定検査法がなければ、義務表示品目として指定することはありません。そうした品目については任意の「推奨表示」品目として指定します。

例えば、「くるみ」は最近義務表示として指定しました。（かつては）くるみは推奨表示品目に分類されていましたが、2021年の定期調査結果を基に、消費者庁は、頻度、深刻度等からみて義務表示品目として指定されるべきであると結論づけました。そのため、「食品表示基準」の改正に必要な手続きを経て、義務表示品目としてのくるみの指定を2023年3月9日で施行するとともに、同日付で、この政策改訂に合わせて開発された公定検査法も公表しました。

義務表示（8品目）：えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

推奨表示（20品目）：アーモンド、アワビ、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、桃、ヤム、りんご、ゼラチン

Authorities（アレルギー専門医）約1,000名により、約20年に渡って即時型の食物アレルギー症状を呈した患者をモニタリングする定期調査を3年ごとに行っています。直近の2021年の調査では6,080症例が検討されました。

検査法 (Detection Methods)

それぞれのアレルギー（8品目）に関する日本の検査法は以下でご覧いただけます。（申し訳ありませんが、日本語のみとなっております。）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_230414_01.pdf

えびとかにはそれぞれ別々に表示されることとして区別されています。「甲殻類」は使われません。えびとかにの検査法もまた区別されています。これは消費者の食品選択を過度に狭めないためです。えびアレルギー患者のうち35%以上は、かにかんしては症状を起こさないと報告されています^{※3}。

これまでのところ、日本の規制はうまくいっている（be effective）ことが分かっています。とりわけ、定量検査法における陽性/陰性の境界線を10µg/gとして20年以上経過しましたが、重症な食物アレルギーを予防するため、さらなる低値を設定すべきとの強い指摘はありません。日本としては、アレルギー表示制度の確立/改訂に取り組まれる国/地域にとって日本の経験が何かしら助けとなることを望むものです。

FAOが簡単に日本の経験をまとめています。（p13-19） <https://www.fao.org/3/cb2868en/cb2868en.pdf>

予防的アレルギー表示（議題5.2関係）

日本としては、標準化された分析法及びサンプリングについて分析・サンプリング部会（CCMAS）からの助言を求める必要が議題5.2において議論されることを歓迎します。上記の情報が、議題5.2における議論において何かしら貢献することを望むものです。

推奨 (Recommendations)

1. 新たなセクション4.2.1.3及び4.2.1.4が各国/地域の国内法令に取り入れられた際に、各国/地域において、どのようにアレルギーに関する公定検査法（authorized detection method）が確立され得るかについての議論を開始すること。
2. 既にアレルギーに関する公定検査法を運用(implement)しているメンバー国/地域の経験について、20年の経験を持つ日本の例も含め、参照又は考慮すること。

※1 定量検査法では、対象とする食品以外の食品由来のたんぱく質を検出してしまい偽陽性の結果が生じることがあるので、定量検査法で10µg/g以上の結果となった場合には、定性検査法を用いて品目に特異的なDNA領域を確認している。

※2 全国どこでも検査機関でも真度、精度が保たれ、大半の食品で検出できる最小値として設定しており、加工食品中のアレルギーとなる原材料由来のタンパク質含有量のこと。

※3 Japanese Journal of Allergy, 55, 1536-1542 (2006)

※英文を機械的に翻訳したものです

議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—アレルギー表示（ステップ4）

4.2.1.7 亜硫酸塩の表示

- 「トータル濃度が10mg/kg以上の場合に、「亜硫酸塩」の名前を用いて常に表示しなければならない。」という点については合意した。
- 亜硫酸塩の濃度がどのような状態の食品に対して適用されるかを明確化が必要があることにも合意した。この点については、今後議論されることとなった。

8.3.2 表示方法

- 既に各国で実施され消費者から好まれるとともに、業界において使用されている実例があることから、表示方法の柔軟性については留意することとした。
- アレルギーの表示を、原材料リストで行う、個別の文で行う、両方で行う、とすることを反映したいいくつかの提案があり、それらは今後検討されることとなった。

現時点の改正案

[8.3.2] When the foods and ingredients in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 are declared in the list of ingredients, they may also be declared in a separate statement, which shall be placed directly under the list of ingredients.

Bis. Foods and ingredients in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 shall be declared in the list of ingredients or in a separate statement which shall be [placed directly under] the list of ingredients or in both. The most appropriate manner to declare these foods and ingredients shall be decided by national competent authorities.

Ter. The foods and ingredients listed in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 shall be declared so as to contrast distinctly from the surrounding text (such as through the use of font type, style or colour) and/or be declared in a separate statement commence with the word 'contains' (or equivalent word) directly under the list of ingredients.]

8.3.2.1 The statement shall commence with the word 'Contains' (or equivalent word) and must declare all the foods and ingredients which are declared in the list of ingredients as applicable in accordance with section 8.3.1.]

8.3.2の表示の方法については、現状複数の案が提案されており、今後検討が行われる予定である。

結論

- i. 第46回コーデックス総会（CAC）にステップ5で諮ることが合意された。
- ii. オーストラリア、英国、米国を議長国とするEWGを再設置し、ステップ6での回付と第48回食品表示部会での検討に向けて案の作成作業を行うことが合意された。
- iii. CCFHに対して作業の進捗や用語の定義、4.2.1.4と4.2.1.5のアレルギーリストについて情報提供することが合意された。

議題5.2：予防的アレルゲン表示ガイダンス原案（ステップ4）

文書の位置づけ

- GSLPFの補足的な文書とすることが規格との一貫性を確保し、相違を回避することになることから、本ガイドラインはGSLPFの補足的な文書とすることが合意された。

分析手法とサンプリング

- 各国間で一貫したアプローチをするため、政府および食品事業者がどのように量的なリスクアセスメントを行うのか、ガイダンスが検討されるべきとのコメント等が寄せられた。
- 食品のアレルゲンのリスクアセスメントに信頼性を持たせ、標準化された手法が用いられることを確実にするため、コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）にアドバイスを求めることが合意された。

結論

- i. 更なる検討のために、本ガイドライン案をステップ2に差し戻すことが合意された。
- ii. オーストラリアが議長国、英国と米国を共同議長国とするEWGを再設置し、ステップ3での回付と次回部会に向けて引き続きガイドラインの作成作業を行うことが合意された。
- iii. CCMASに対し、食品中のアレルゲンを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することに合意した。

6

議題6：e-コマースに関するガイダンス原案※2：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（補足文書）（ステップ4）

e-コマースの定義

- e-コマースの定義については、WTOの定義の一部を修正した案、WTOの定義をそのまま用いる案、どちらにも一定の支持があったことから、長時間の議論がなされた。
- WTOの定義は意味が広く、ガイドラインの範囲を超えるとの観点から、範囲を限定した「発注を受けることを目的に特化してデザインされた電子的手法による、製品及びサービスの流通、マーケティング、販売又は配送」とのCRD3の案を支持する者がいた。
- 一方で、WTOの定義は広く使用され、理解されているとともに、将来の本分野の発展もカバーできるとの理由から、WTOの定義をそのまま用いることを支持する意見もあった。
- 議論を踏まえて、WTOの定義を基に、本ガイドラインにおけるe-コマースが食品に関係することを明確化した、「食品に適用される電子的手法による製品・サービスの製造、流通、マーケティング、販売又は配送」との定義が最終的に合意された。

CRD3での定義の案
(WTOの定義を一部修正)

"e-commerce" means the distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means by methods specifically designed for the purpose of receiving or placing of orders.

WTOの定義

The production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.

最終的に合意に至った定義の記述

"e-commerce" The production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means as applicable to foods.

WTOの定義を基に、食品に関係することを明確にする文言が追加された案が合意。

※2 部会当日は、CRD3（以下URLに掲載）に掲載のガイダンス原案に基づき議論が行われた。

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-47%252FCRDs%252FFL47_CRD03x.pdf

議題 6 : e-コマースに関するガイダンス原案 : 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正 (補足文書) (ステップ 4)

5.3 保持期限

- 消費者の保護と情報に基づく購入の決断のために、食品の保持期限の残余時間を情報提供するように管轄当局が求めることができるのか、議論が行われた。
- 保持期限の情報提供は食品ロスの回避に資する可能性があるとの観点から、賛成する意見がある一方で、規制による重荷になる可能性を指摘する意見もあった。
- また、管轄官庁の決定にゆだねることについても、一貫性を損なう可能性を懸念する意見と、柔軟性を与えることになると評価する意見があった。
- 本セッションは今次部会では合意までは至らず、今後更なる議論を行うこととし、記述については5.1に移動させることが合意された。

CRD3で記載されていた
記述の案

5.3 A competent authority may require that additional information about the prepackaged food be stated on the product information e-page and may specify at which point in the e-commerce sale that information shall be shown.

[A competent authority may require that the product information e-page should state that a product is expected to arrive before a minimum period before the expiry date, within their national boundaries. The specific length of this expected period shall be determined by the producer.]



最終的に合意に至った記述

5.1 The food information required to be provided on the label of a pre-packaged food or in associated labelling, shall be provided on the product information e-page of the pre-packaged food prior to the point of e-commerce sale, except to the extent otherwise expressly provided in these guidelines, or any other Codex text.

This includes the following food information indicated in/by:

- Section 4 and Section 5 of the *General Standard for the Labelling of Pre-Packaged Foods* (CXS 1-1985) except information required by 4.6 and 4.7.1: [An indication of the [minimum durability]/[expiry date/best before date/best quality before date/use-by date/expiration date] of the pre-packaged food is encouraged to be provided.]
- Section 3 of the *Guidelines on Nutrition Labelling* (CXG 2-1985);
- Any other relevant Codex text.

5.3が削除され、関係する記述は5.1に移動させることは決定。今後、記述ぶりについての検討が行われる。 8

議題 6 : e-コマースに関するガイダンス原案 : 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正 (補足文書) (ステップ 4)

小型商品の表示免除

- e-コマースにはスペースの制約がないとの観点から適用するべきではないとの見解があった一方で、小規模な食品事業者にとって情報提供を求めることは負担になる等の懸念が指摘された。
- 代替案として、小型商品として表示が免除されている情報について、事業者に提供を促す規定を追加する旨が提案されたが、この提案への賛成は広がらなかった。
- 小型商品の表示免除について維持することが合意されるとともに、事業者に提供を促す規定についても今後検討されることが合意された。

新規セクション5.4

- e-コマースで提供される包装食品の食品情報は、消費者へのコスト負担を求めずに提供しなければならない旨を示す新たな原則の追加については、今後検討を行うこととなった。

現時点の記述案

[5.3 A competent authority may require that the labelling exemption of small units outlined in Section 6 of the *General Standard for Labelling of Pre-packaged Foods* (CXS 1-1985) should apply in an e-commerce context within their national boundaries.]

[Food business operators are encouraged to provide additional information which is otherwise exempted for small packages]

[5.4 The information on the pre-packaged foods offered for sale in ecommerce shall be provided without any costs for the consumer.]

いずれの記述も今次部会では合意に至らず、今後議論が行われることとなっている。

結論

- 第46回コーデックス総会 (CAC) にステップ 5 で諮ることが合意された。
- 英国を議長国、チリ、日本、インド、中国を共同議長国とするEWGを再設置し、ステップ 6 での回付と第48回食品表示部会での検討に向けて案の作成作業を行うことが合意された。

議題 7：技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案※3：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（ステップ4）

文書の構成

- CL 2023/08-FL段階の案から、CRD4により文書の構成に変更が行われた。（以降特に言及がない限りは、CRD 4 による変更後のセクション番号を用いて説明。）

CL 2023/08-FL段階の構成

1. 目的
2. 範囲
3. 定義

4. 食品表示へのテクノロジー使用に係る原則

5. 食品情報の提供へのテクノロジーの適切な使用を判断する上での考慮事項

CRD4による変更後の構成※4

1. 目的
2. 範囲
3. 定義

4. 消費者への義務食品表示情報の提供がテクノロジーの使用により代替可能かを決定する上で考慮すべき事項

5. ラベル上ではアクセスすることができない義務的食品情報への消費者のアクセスを提供するためのテクノロジーの使用

6. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

※3 部会当日は、CRD 4（以下URLに掲載）に掲載のガイドライン原案に基づき議論が行われた。

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-47%252FCRDs%252Ffl47_CRD04x.pdf

※4 ここから更に「3. 使用」のセクションの追加が行われたため、今次部会で合意された構成とは異なる。

10

議題 7：技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（ステップ4）

4. 消費者への義務食品表示情報の提供がテクノロジーの使用により代替可能かを決定する上で考慮すべき事項

- 4.1 (b)に記載されていた「equal access（平等なアクセス）」の文言は、平等なアクセスを達成することの難しさを指摘する意見があったため、「adequate access（十分なアクセス）」に修正することが合意された。
- 4.2について、食品の名前と健康と安全に関する食品情報はテクノロジーを利用した手法のみで提供されるべきではないことが明確化された。また、当初案では「健康と安全に関する食品情報」の例示が行われていたが、何が健康と安全に関する食品情報であるかは、各国の規制を行う者が議論するべきことであるとして、取り除かれることとなった。
- 4.3で用いられていた「賞味期限（best before date）」はより一般的な「期限表示（date marking）」に変更された。
- 4.4において言及されていた、緊急時等に表示免除されている情報のテクノロジーを用いた情報提供については、議題10（緊急時における食品表示の免除（討議文書））において個別に議論されることから、削除された。

CRD4時点での4.1

The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means

- (a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- (b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and equal access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- (c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use.

CRD4時点での4.2

Food information concerning health and safety (e.g. ingredients, allergens, expiration dates) should not be provided exclusively using technology if its absence on the label or labelling could cause injury harm to the health of a consumer.

例示が削除

CRD4時点での4.3

Food information that relates to an specific individual physical product (e.g. lot code, best before date) should not be provided using technology if doing so would compromise the ability to relate the information to the individual product.

期限表示（date marking）に修文

CRD4時点での4.4

A situation arises where the temporary use of technology is a reasonable means of providing consumers with access to food labelling information for the duration of the situation, such as in an emergency.

議題10（緊急時における食品表示の免除（討議文書））に関係することから、記述自体を削除

議題 7：技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（ステップ 4）

6. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- 食品情報を商業目的の情報と切り離して表示することを明確化する新規の原則の追加が提案された。同様の旨を規定する方法として、6.4に文言を追記する手法も考えられたことから、今後議論を行うこととなった。
- 6.4の「shelf life（貯蔵寿命）」の文言については、貯蔵寿命を判断することが難しく、また新規の用語となる可能性があるため、「shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]（貯蔵寿命（最低でも賞味期限又は消費期限））」とすることとなった。
- 6.5に、消費者のデータ保護の側面を強化するための文言の追記が提案され、今後議論が行われることとなった。

現時点での記述案 ※セクション 2として「使用」が追加されたため、セクション番号はステップ 5 段階では一つずれ、セクション 7となる

7. PRINCIPLES THAT ARE APPLICABLE WHEN FOOD INFORMATION IS PROVIDED TO CONSUMERS USING TECHNOLOGY

Food information that is accessed by consumers using technology via a reference on the pre-packaged food's label or labelling should be based on the following principles, whether the food information is required on a mandatory basis or provided voluntarily:

- 7.1 The general principles in Section 3 of the *General Standard for the Labelling of Pre-packaged Foods* (CXS 1-1985) are applicable to food information that is described or presented using technology.
- 7.2 Food information described or presented using technology shall not conflict with information provided on the label or labelling of the pre-packaged food, including when shown in different languages.
- 7.3 Food information described or presented using technology shall be presented in one place, separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.
- 7.4 Where food information is provided using technology, the food information shall be shown in accordance with applicable Codex texts.
- 7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising² pertaining to the food.]
- 7.6 Food information described or presented using technology should be readily accessible to consumers [and comply with the data protection policies of parent organizations] without having to provide or disclose information that is used to identify an individual.

食品情報を商業目的の情報と切り離して表示すべきことを明確化する規定の案

消費者のデータ保護の側面を強化するため規定を追記する案。

結論

- i. 第46回コーデックス総会（CAC）にステップ 5 で諮ることが合意された。
- ii. カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とするEWGを再設置し、ステップ 6 での回付と第48回食品表示部会での検討に向けて案の作成作業を行うことが合意された。

12

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 42 回分析・サンプリング法部会

日時：2023 年 6 月 13 日（火）～16 日（金）、6 月 20 日（火）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

報告書採択のみバーチャル会合形式にて実施

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	油脂の分析法の点検・更新
4.2	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.3	加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新
5	情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）
6	サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ 7）
7	複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための規準に関する討議文書
8	分析法に関する国際機関間会合の報告
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 42 回コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 報告書

1. 日時及び場所

日時：2023 年 6 月 13 日（火）～16 日（金）、6 月 20 日（火）

場所：ブダペスト（ハンガリー）（報告書採択（6 月 20 日）はバーチャル会合形式）

2. 参加国及び国際機関

49 加盟国、1 加盟機関（EU（欧州連合））、13 国際機関

3. 出席者

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 食品安全危機管理官	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局食品安全政策課 専門官	森 飛洋
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課国際食品室 室長	瀧村 佳代
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課健康影響対策専門官	井澤 唯史 [※]
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室 専門官	金濱 愛
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸出先国規制対策室 専門官	北薊 大志
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 第一室長	渡邊 敬浩

（※オンライン参加）

4. 概要

議題 1. 議題の採択

討議文書に記載の議題がそのまま採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局（以下「事務局」という。）から、以下について報告等があった。
また、他の部会からの情報提供及び付託事項のうち、分析・サンプリング法の承認に関する事項に関しては、議題 3 で議論することとされた。

- ・ 食品汚染物質部会（CCCCF）において作業中の魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについて紹介。
- ・ コーデックス文書やウェブサイトの更新及びコーデックス戦略計画 2020-2025 の目標との関連性について紹介。
- ・ 加盟国とオブザーバーに対して、コーデックス 60 周年記念に鑑み、コーデックスの認知度を高め、コーデックスの活動への高レベルの政治的支援の活動を計画・実施し、60 周年を記念する地域イベントの積極的な開催を検討するよう推奨。
- ・ 加盟国とオブザーバーに対して、執行委員会（CCEXEC）及び総会（CAC）における議論（例えば、コーデックス規格の使用のモニターや新たな食料源と生産システム等について）に関する回付文書（意見照会）に回答し、積極的に貢献するよう推奨。
- ・ 幅広くコーデックス関係者の意見や経験を取り入れるため、関心のある代表団と共に

分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。）のデータベース開発に関するスコーピング演習（scoping exercise）を実施することを提案。

議題 3：コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認

以下の項目について、物理的作業部会（PWG）の議長を務めた米国から PWG における検討結果について説明があり、続いて議論が行われた。

なお、各部会から提案されたサンプリングプランの大部分については、第 39 回 CCMAS の合意に従い、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004、以下「CXG 50」という。）の改定作業が完了した後に各部会がレビューし、その上で CCMAS が承認の可否を検討する旨確認した。ただし、サンプリングプランが承認されていなくても、この項目を削除した上でコーデックス規格として承認・公表される旨、事務局から説明があった（日本からの質問）。

食品汚染物質部会（CCCF）関係

（結果）

牛乳や果実缶詰等の多種品目中の鉛及びカドミウムの分析法の性能規準が合意され、それに伴い、CXS 234 に掲載されている鉛及びカドミウムの分析法を削除し、汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）を廃止することとなった（総会の判断）。

CXS 234 からの削除を求められていた油脂及びその関連製品、加工果実及び加工野菜、その他の製品（Miscellaneous Products）中の鉛等の分析法については、合意には至らず、引き続き検討を行うことになった。PWG 及び第 43 回 CCMAS による確認のための、分析法の例と分析法が性能規準を満たすことが分かる情報を依頼する回付文書の発行を事務局に依頼することに合意した。

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS 193-1995、以下「CXS 193」という。）については、穀物中の総アフラトキシンに関するサンプリング法を、一部修正を加えた上で承認した。また、CCCF に対して、今回承認されたサンプリング法も含め CXS 193 に収載されているサンプリング法が、改定 CXG 50 に則っているか否かの評価をするよう依頼することとなった。

また、穀物中の総アフラトキシン分析法の性能規準の値の設定について、複数成分の総量（sum of components）アプローチ¹を使用することが合意されたが、CCCF から提案された案では、アフラトキシン B₁ より存在比が小さい他のアフラトキシンの検出限界値（LOD）、定量限界値（LOQ）がアフラトキシン B₁ より低くなり、分析が難しくなってしまうこと、アフラトキシン毎に異なる性能規準の値が作成される可能性があることを鑑み、異性体比が 1:1:1:1 であるものとして、性能規準の値を計算することとなった。また、事務局に性能規準の値を満たす分析法の例に関する情報を求める回付文書を発行するように依頼することとなった。

¹

https://www.fao.org/fileadmin/user_upload/codexalimentarius/committee/docs/INF_CCMAS_SOC_e.pdf

加えて、CCCF に対して、今回の性能規準の値の修正根拠を知らせると共に、CXS 193 に収載されている関連する食品の性能規準の値について、今回の修正と同様の見直しを勧告することに合意した。

さらに、今回検討された新たな例を反映させるため、複数成分の総量 (sum of components) の情報提供文書を更新し、以下の文章を追記することに合意した。

- ・ 最大基準値 (ML) の定義に含まれる成分が一定割合存在しない場合で、個々の成分の重み係数を含めると、LOD/LOQ 値、もしくは最低適用範囲の検証をすることができなくなる場合、LOD (例えば、 $1/5 \times ML/n$) や LOQ (例えば、 $2/5 \times ML/n$)、最低適用範囲 (例えば、 $ML/n \pm 2S_R$) の決定には、 ML/n を使用すべき (n は ML の定義内に含まれる構成成分の数)。

食品衛生部会 (CCFH) 関係

(結果)

照射食品の検出のための一般分析法 (CXS 231-2001、以下「CXS 231」という。) に収載されている分析法を CXS 234 に移行させ、その後、CXS 231 を廃止することについては、分析法やその適用に関する情報が十分ではなかったことから承認には至らなかった。PWG 及び第 43 回 CCMAS における確認のため、分析法に関するさらなる情報を収集するための回付文書を発行することに合意した。

食品添加物部会 (CCFA) 関係

(結果)

硝酸塩及び亜硝酸塩の分析法については、CCFA に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、米国を議長国とした電子的作業部会 (以下「EWG」という。) を設置し、食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する性能規準や提案されている分析法が性能規準を満たすか否か、またその分析法が硝酸イオンと亜硝酸イオンの両方を別々に検出するか否か等について議論することに合意した。

食品表示部会 (CCFL) 関係

(結果)

交差接触による食品中の意図しないアレルゲンの存在に関する分析法に関して、CCFL に返答するためにはさらなる検討が必要であることから、米国を議長国、英国を共同議長国とする EWG を設置し、妥当性確認された分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成することに合意した。また、討議文書の作成に当たっては、FAO/WHO の報告書 “食物アレルゲンのリスク評価パート 2：優先アレルゲンに関する食品中の閾値の検討と確立 (Risk Assessment of Food Allergens Part 2: Review and Establish Threshold Levels in Foods for the Priority Allergens)” の表 11 に記載されているアレルゲンについて考慮することとなった。ただし、EWG においては、サンプリングプランに関しては扱わないことを合意した。

また、CCFL が定義している食物アレルゲンの定義は、セリアック病である他の特定の

免疫介在反応も包括しており、セリアック病として定義されているのは、小麦、全てのコムギ属、ライ麦、大麦、ライ小麦由来の食事性のグルテンのばく露から生じる遺伝的に病気に罹患しやすい個人の慢性免疫介在性腸疾患であり、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品に関する規格 (CXS 118-1979) がこれに対処しており、本件に取組む際には、この基準を考慮するようオブザーバーから要請があった。

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 関係

(結果)

乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格 (CXS 72-1981) に記載されているビタミン B₁₂、総アミノ酸 (タウリン及びトリプトファンを除く)、トリプトファンの分析法を承認した。

フォローアップフォーミュラの規格 (CXS 156-1987、以下「CXS 156」という。) においては、年長乳児用 (older infants、6 か月～12 か月) と年少幼児用の製品 (young children、1 歳～3 歳) を区別していないが、CCNFSDU は、年長乳児用製品と年少幼児用の製品の二部構成に分割する案について最終採択 (Step 5/8) に進めることに合意している (第 46 回総会で最終採択の見込み)。一方で、現行 CXS 234 には、両方を含む意味でのフォローアップフォーミュラの分析法が収載されているが、この分析法が年少幼児用の製品にも適用できるか否かについて、CCMAS において検討する必要がある。本件について、PWG では、時間の都合上議論されなかったため、本部会で検討せず、第 43 回 CCMAS で議論されることに合意した。

スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 関係

(結果)

全ての分析法について、不明な点、情報が不足している点が多々あったため、承認には至らなかった。以下の点を CCSCH に質問し、その回答を踏まえ第 43 回 CCMAS で議論することに合意した。また、異物 (foreign and extraneous matters) に関して、CCMAS の分析法承認作業を補助するための一連の定義/専門用語は無いのかという質問に対して、事務局から CCSCH において内部で使用するための用語集がある (CX/SCH 17/3/10) 旨の発言があった。

- ・ ショウガの規格 (CXS 343-2021)、クローブの規格 (CXS 344-2021)、バジルの規格 (CXS 345-2021)
 - ISO 927 は、死んだ昆虫全体において Type I 分析法、生きた昆虫において Type IV 分析法が選択されている。分析法の Type が異なるが、理由は何か。
 - MPM-V8 は、哺乳類/その他の排泄物においては Type IV 分析法が選択されているが、MPM-V8 は ISO 927 の範囲内に含まれており、また、他の表で ISO 927 は Type I 分析法に選択されている。MPM-V8 を Type IV 分析法で選択した理由は何か。
- ・ サフランの規格 (CXS 351-2021)

- 味の強さ、香りの強さ、色の強さの条項は ISO 3632-2 を使用し、Type IV 分析法が選択されている。ISO 3632-2 は、サフラン特有の規格になるが、Type I 分析法が選択されていない理由は何か。
- ・ トウガラシとパプリカの規格 (CXS 353-2022)
 - 生きた虫の条項では、ISO 927 と AOAC 960.51 の 2 種類の分析法を共に Type I 分析法に選択しているが、両分析法は同一の分析法なのか。もし、そうではない場合、Type I 分析法は 1 つしか選択できないため、片方を削除する必要がある。
- ・ カルダモンの規格
 - 死んだ虫全体 (whole dead insects) と昆虫の破片 (insect fragments) の条項では、Type I 分析法と Type IV 分析法が両存している。Type I 分析法と Type IV 分析法を両存させる場合、説得力のある理由を注釈として記載する必要があるが、その理由を説明することは可能か。
 - 汚物 (filth)、軽い汚物 (light filth) の条項で、括弧つきで記載されている事項を削除すべきかどうか不明である。
- ・ CCSCH の他の規格との比較
 - ショウガの規格 (CXS 343-2021、以下「CXS 343」という。) では、哺乳類/その他の排泄物において ISO 927 を Type IV 分析法に選択しているが、ナツメグの規格 (CXS 352-2022) では、哺乳類/その他の排泄物において ISO 927 を Type I 分析法に選択している。何か理由があって異なる分析法 Type を選択しているのか。
 - 今回提案されているいくつかの条項において、“mould visible”と“visible mould”という表現があるが、何かを意図して使い分けているのか。特に何かを意図していないようなら、一貫性の観点から表現を統一することは可能か。
 - 条項を横断して条項の表現が異なっている。例えば、乾燥した小さなカルダモンの条項においては、“whole insect live/dead”という条項が用いられているが、CXS 343 では、“whole dead insect”と“insect”と別々の条項が使用されている。これらの記載の揺らぎは意図的か。

アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) 関係

(結果)

乾燥肉の規定について、分析法を承認した。

また、第 41 回 CCMAS からの「塩分の分析法として提案された分析法は複数あるため、Type II 分析法を 1 つ選択し、残りを Type III 分析法に残すこと」という依頼を受け、CCAFRICA が検討し、AOAC 935.47 と AOAC 939.09b を Type III 分析法から取り消したと思われるが、両分析法を故意に取り消したのか、それとも Type III 分析法として維持されるべきなのか、CCAFRICA に再質問することとなった。

アジア地域調整部会（CCASIA）関係

（結果）

バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品（納豆等）の地域規格の分析法を Type I 分析法として承認した。

植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）（中華ちまき等）の地域規格については、コメから油分を抽出する過程の回収率や精度等の妥当性確認試験の結果が無いことから、過酸化物質の分析法を Type IV 分析法として承認した。そして、CCASIA に対して、油分抽出に関する妥当性確認試験を実施し、その結果を CCMAS に提供するように依頼することに合意した。CCASIA から妥当性確認試験の結果が提供された後、その結果に基づいて分析法の Type を再考することに合意した。

北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）関係

（結果）

発酵ノニ果汁飲料の地域規格については、スコポレチンとデアセチルアスペルロシド酸の分析法を Type IV 分析法として承認した。また、Brix 値の分析法である AOAC 983.17、EN 12143、IFUMA 8、ISO 2173 を Type IV 分析法として承認した（第 41 回 CCMAS において同一（identical）の分析法であると判断。）。

飲料用カヴァ製品の地域規格（CXS 33R-2020）の改訂版分析法については、最終決定する方法の詳細が不明であることから承認には至らなかった。CCNASWP に対して、欠落している手順を追記し、再度検討するよう要求することとなった。

その他提案（粉乳中の水分の分析法について）

（結果）

CXS 234 には粉乳中の水分の分析法として、ISO 5537|IDF 26 が Type I 分析法として収載されている。本分析法について、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン等の一部の国での分析が困難であることを理由に、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチンから新たな分析法が提案され、この分析法を Type IV 分析法として承認するか否かについて議論が行われた（当初、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチンは、Type I 分析法としての承認を提案していたが、PWG での議論において、Type I 分析法としては承認できないものの、Type IV 分析法として承認するか否かについては検討すべきとの意見があった。）。

承認に賛成する側の意見としては、既存の Type I 分析法は、広く普及していない装置や器具を要し、また、分析費用も高額で一部の国で利用が困難であること、承認される分析法は手続きマニュアルに沿って、その精度だけではなく、その適用性や利用可能性、費用についても考慮されるべきであること等が挙げられた。また、日本からは、議題 4（本議題より先に議論された）の油脂の分析法の点検・更新の議論でも同様の議論があり、Type I 分析法の実行が困難な国が存在するのであれば、コーデックス原則の 1 つである包括性（inclusiveness）の観点から、本分析法を Type IV 分析法として承認すべきと発言。

承認に反対する側（EU、米国、IDF 等）の意見としては、既に妥当性確認された ISO|IDF

の分析法が Type I 分析法として存在すること、装置は広く利用可能であり既に世界的に利用されていること、また、仮に費用が問題になっている場合でも装置組み立ての取扱説明書が利用可能であることが挙げられた。加えて、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチンから提案されている分析法は、過去にその再現性が規準範囲外として現在の Type I 分析法と代替えとなった IDF 26A:1993 に類似していることも挙げられた。

上記のような議論を経て最終的に、同一品目・同一条項において、Type I 分析法が存在する場合に Type IV 分析法を承認しない厳格な規則が存在しないこと、提案された分析法が目的に合致していることを理由に、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチンから提案のあった分析法を Type IV 分析法として承認することに合意した。

加えて、デイリーパーミエイトパウダー、ホエイパウダーについては、分析法の適用性を検討するためのさらなる情報を収集するための回付文書を事務局が発行し、時期会合で議論することに合意した。

他のオブザーバーからの提案（CXS 234 に収載されているラクトースと脂肪分の分析法、牛乳及び乳製品の ISO|IDF 法の更新について）

（結果）

乳製品パーミエイトパウダー中のラクトースの分析法（ISO 22662|IDF 198）を Type II 分析法として承認した。また、牛乳及び乳製品に関する分析法の更新がなされた（Appendix XI、CRD02）。

その他事項

CXS 234 において、同一として用いられている原理や名前の形式や名称の決定に関する議論

（結果）

CXS 234 に収載されている分析に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、moisture content vs moisture）。これらについて整合をとるため、ブラジルが討議文書を作成することに合意した。また、CXS 234 に収載する原理名を検討する際には、データベースのスペースの都合を考慮する必要があること、条項・条項名は食品規格に沿っている必要がある旨の意見があった。

CXS 234 への窒素換算係数の挿入

（結果）

窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数については、CCMAS ではなく個別品目部会の責任で決定すべきであるとの指摘があった。一方で、この換算係数については、CXS 234 に記載するのか、個別の食品規格に記載するのか一貫した手法が必要であるとの指摘もあった。これらについて検討するための討議文書をチリとブラジルが作成することに合意した。

Type I 分析法の同等性

(結果)

討議文書を作成する必要があるか否か、第 43 回 CCMAS において検討することとなった。なお、米国からは、かつて CCMAS において、Type I 分析法のクライテリアアプローチ導入について検討したが、同等性を試験するための統計的手法が困難なこと等を理由に合意には至らなかった経緯があり、作業は困難ではないかとの発言があった。

同一品目、同一条項で Type I 分析法が掲載されている場合の Type IV 分析法の CXS 234 への収載について

(結果)

第 42 回 CCMAS において、正当な理由及び動機となる理由がある場合に限り Type I 分析法と Type IV 分析法が共存することが受け入れられた。これに伴い、情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) の変更が必要となった。そのため、ウルグアイを議長国、ブラジルを共同議長国とした EWG を設置し、以下に関する討議文書を作成することに合意した。

- ・ CXS 234 内の Type I 分析法と Type IV 分析法が共存する品目及び分析対象の確認
- ・ Type I 分析法と Type IV 分析法の共存が認められた理由の評価
- ・ Type I 分析法と Type IV 分析法が共存可能となる規準及びその手法
- ・ 必要に応じて、情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) 及び CXS 234 の変更の勧告

議題 4 : 分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新

議題 4.1 : 油脂の分析法の点検・更新

(経緯)

第 38 回 CCMAS で、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新について、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として、点検作業が続いているもの。

第 39 回 CCMAS は、CXS 234 に収載されている油脂の分析法の点検と更新を米国油化学会 (AOCS) の協力の下進めることに合意した。

第 40 回 CCMAS は、オランダを議長国とする EWG を設置し、CXS 234 の見直し及び更新を続けることに合意した。

第 41 回 CCMAS は、ファットスプレッド及びブレンドスプレッドに関するいくつかの規定 (油脂、魚油、名前のついた動物油、名前のついた植物油) に関する修正や、引き続き EWG (議長国 : オランダ) を設置し、CXS 234 の見直し及び更新を続けることに合意した。

第 42 回 CCMAS では、油脂部会 (CCF0) による見直し結果等を踏まえ、EWG が点検した結果について議論がされた。

(結果)

名前のついた動物脂について、AOCS Cc 12-59 を Type IV分析法として承認した。ただし、同一品目、同一条項において Type I 分析法が存在するため、なぜ Type I 分析法と Type IV分析法が共存しているかの理由を注釈として付すこととなった。

また、提案された点検・更新案を承認し、総会へ提出することに合意した。

議題 4. 2 : 穀類・豆類の分析法の点検・更新

(経緯)

第 39 回 CCMAS は、CXS 234 に収載されている穀類及び豆類の分析法の点検と更新をアメリカ穀物科学者研究会 (AACCI) *の協力の下進めることに合意した。

第40回CCMASでは、AACCIが提案したグルテンフリー食品の分析法の見直し案について議論した。議論の結果、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格 (CXS 118-1979) が広範囲の食品をグルテンフリー表示の対象としていることを鑑み、CCNFSDU に検討を求めることに合意した。

第41回CCMASでは、点検・更新をするにあたり必要が生じない限りは新しい分析法は追加しない方針が明確にされた。また、EWG (議長国：カナダ) を設置し、SDOs (AACCI、AOAC、ISO) と連携して作業を継続することに合意した。

第42回CCMASでは、CXS 234に収載されている穀類・豆類の分析法について、EWGの検討結果に基づき議論された。

(結果)

SDOから提案されているCXS 234に収載されている分析法の更新や置き換えについては、EWGの権限の範囲外として取り扱わないことに合意した。また、ピーナッツ中のアフラトキシンの分析法については、既に性能規準の値がCXS 193に収載されていることからCXS 234から取り消すべきとの意見があったが、この性能規準の値についてはCCCFによって更新される必要があることに合意した。また、以下の点についても合意した。

- ・ 提案された点検・更新案を承認し、総会へ提出すること。
- ・ カナダを議長国とした EWG を再設置し、引き続き更新・点検作業を行うこと。
- ・ 新たな分析法は、情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) に従い、事務局が発行する回付文書に応じて提出されるべき。

議題 4. 3 : 加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新

(経緯)

第 41 回 CCMAS は、EWG (議長国：米国) を設置し、CXS 234 に収載されている加工果実・加工野菜の分析法の点検と更新を開始することに合意した。

第42回CCMASでは、EWGで点検した結果について、議論された。

(結果)

安息香酸、ソルビン酸塩、カルシウム、スズについては、米国が開発中の性能規準の値が承認されるまで、CXS 234 に収載され続けることとなった。また、すでに性能規準の値が存在することから、個別の鉛の分析法については、CXS 234 から取り消すこととなった。

提案された点検・更新案を承認し、総会へ提出することに合意した。

その他の事項

油脂、加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新作業が完了したことから、新たに以下の2つのEWGを設置し、検討・見直し作業を進めることに合意した。

- ・ 魚及び魚加工品の分析法（議長国：ノルウェー）
- ・ フルーツジュースの分析法（議長国：ドイツ）

また、CXS 234の点検・更新作業においては、不整合や編集上の修正、掲載されている分析法が現時点においても、目的と合致した分析法になっているか、分類されている分析法Typeの点検を実施する作業であり、作業を簡易にする目的から、CXS 234に収載されていない新しい分析法については、分析法を更新する必要があるが、その代わりとなる新たな方法が特定できない場合を除き限り扱わないことが再確認された。

議題5： 情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）

(経緯)

第37回CCMASにおける測定の不確かさの推定手順に関する事例集作成の議論を契機として、測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004、以下「CXG 54」という。）の改定が提案された。

第39回CCMASにおいて、CXG 54の改定と合わせ、事例についての情報提供文書があると理解に役立つとの議論があり、第40回CCMASにおいて、測定の不確かさの推定方法の事例について情報提供文書を作成することに合意した。

第41回CCMASでは、ドイツが作成した原案について議論がなされ、CXG 54改定案については最終採択のため総会へ諮ることを合意し、その後、第44回総会により最終採択された。一方、情報提供文書については、これまでの会合においてほぼ議論されていないが、CXG 54の改定内容を踏まえ、各国に意見を求めつつドイツが継続して作成を検討することに合意した。

第42回CCMASでは、ドイツが作成した修正案について議論された。

(結果)

- ・ 提示された修正案に加え、ある条件下において、モンテカルロ法が既存の不確かさの推定方法として適切な代替手法であることを追記する修正を加えた上で、情報提供文

書として合意した。

- ・ 本情報提供文書をCCMASのウェブページに掲載することに合意した（Appendix III）。

また、事務局から、コーデックス規格やガイドラインとは対照に情報提供文書はステップ手順（Step Procedure）を経ないことから、コーデックス委員会に採択されることはないが、各部会による内部での利用等が可能である。そして、情報提供文書は必要に応じて更新していくことが可能である旨発言があった。

議題6： サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ7）

（経緯）

第34回魚類・水産製品部会（CCFFP）から、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004、以下「CXG 50」という）は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指して始まった議論である。

CXG 50は、サンプリングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドラインである。実際の利用者として想定される多くの加盟国政府職員や輸出入業者等には統計学の知識が十分でなく、CXG 50を理解し利用することが困難であるため、「難し過ぎる」との意見が提出されたものと考えられる。

第39回CCMASで、コーデックス規格への適合性を評価する際に適切な統計学的サンプリングプランの選択に責任を持つ者を助けるため、CXG 50を改定することに合意した。

第40回CCMASでは、サンプリングプランの検討において統計学的サンプリング理論における生産者危険と消費者危険のバランスをどこまで追及するか等の基本的事項について議論があり、統計学的根拠は重要であるが実行可能性も検討する必要があること、同値であることを確保するよりも公平性を確保する必要があること等の基礎的事項について合意した。また、補助文書（サンプリングプランアプリを含むe-book（電子ブック））の取扱いについても議論され、ガイドライン本体と切り離したものとすべき旨の見解が事務局から示されたが、CXG 50の改定案と合わせて検討することが必要とされた。

第41回CCMASでは、ガイドライン中の用語の定義や用語の使い方が議論された。また、改定されたCXG 50は補助文書（サンプリングプランアプリを含む電子ブック）とともに、個別品目部会並びに加盟国政府が使用するためのパッケージとして提示されること、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、継続検討すること等に合意した。なお、CXG 50改定案は、第44回総会で予備採択（ステップ5）された。

第42回CCMASでは、CXG 50改定案（Appendix I）に関して議論が行われた。

（結果）

本ガイドラインの最終採択に向け、会期中にWG（議長：ニュージーランド、共同議長：ドイツ）を設置することに合意した。そして、本WGでの議論の後に作成されたCRD 25（再検査（Reinspection）は削除された。）に基づき議論が行われ、以下を決定した。

- ・ バルクロットを対象としたサンプリングに関する専門用語について、CXS 193 に記載されている用語との整合を図ると共に、より一般的な表現となるような修正を加えること（例えば、サンプルサイズに関する詳細な記載やマイコトキシン分析に特徴的に使用されるミルに関する記載等。）。
- ・ 例示はサンプリングプランの設計を補助するためのもので、決定的な推奨事項ではないことを明記すること（Appendix I）。
- ・ 表内不整合の解消（Appendix II）。
- ・ 他のコーデックス文書との整合を図るため、全ての参照を削除すること。
また、以下の点について合意した。
- ・ CXG 50 をステップ 8 での採択のため総会へ諮ること。
- ・ ニュージーランドを議長、ドイツを共同議長国とした EWG を再設置し、サンプリングプランのアプリケーションを含む e-book という名前の情報提供文書の作成に引き続き取り組むこと。
- ・ 関連するコーデックス部会に改定 CXG 50 について通知し、この改定 CXG 50 に基づき、各々のサンプリングプランの見直しを依頼すること。また、サンプリングプランは CXG 50 を参照するのではなく、CXG 50 を準拠する形で作成されるべきものである旨通知すること。

議題 7： 複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための規準に関する討議文書

（経緯）

第 40 回 CCMAS において、CXS 234 の点検及び更新をするにあたり、複数の Type III 分析法が存在する場合に、それらの中から Type II 分析法（Type II 分析法としては 1 つの分析法しか承認できない）を選定するための規準を検討する必要が認識された。

第 41 回 CCMAS では、EWG で準備された規則等について議論がなされ、選択の規則はケースバイケースに適用することができることを注釈に加えること等が明確になるとともに、通常の試験室条件での適用可能性や経済的なコスト等も考慮にいれるべきとの指摘がなされた。

第 42 回 CCMAS では、EWG の議長国を務めたスイスが再検討した討議文書について、議論がなされた。

（結果）

本会合前に開催された PWG の際に、日本と AOAC から、多くの試験室で実施可能な分析法であること、有害な試薬を使用しない分析法であることを規準として追加することが必要であると発言。このことが合意され、議長から日本と AOAC に対して修正案の作成依頼があり、作成した修正案に基づき本会合で議論がされた（以下の記載が追加されることとなった。）。

- ・ ほとんどの試験室で実行可能な分析法が望ましい（例えば、従来使用されている装置

の使用)

- ・ 危険な試薬を使用しない分析法が望ましい（例えば、重金属や有機塩素など）そして、本会合では、以下のような議論が行われた。
- ・ “ほとんどの試験室で実行可能な分析法が望ましい” という表現については、支持する国もある一方で、どの分析法が最も実行可能なかを誰がどのように決めるのか不明瞭であるとの意見もあった。
- ・ 実行可能性 (feasibility) を実用性 (practicability) や適用性 (applicability) に置き換えた方がよい等の意見もあったが、手続きマニュアルに記載されている事項は、Type III 分析法として選択される際に満たしているはずであり、今回の議論は複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための規準のため、再度、同じ規準を考慮する必要はないのではないか、といった意見が出された。
- ・ 最終的に上記の意見が受け入れられ、手続きマニュアルに記載されている事項については、Type III 分析法から Type II 分析法を選択する際に考慮する必要はないことに合意した。
- ・ 本文書は、Type III 分析法から Type II 分析法を選択する際のしっかりした規則ではないことから、文書名を変更した方がよいのではないかとの意見も出され、最終的に複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するためのガイダンス (Guidance to select Type II methods from multiple Type III methods) というタイトルで合意した。
- ・ また、同様の理由から、項目名についても、複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための考慮事項 (Considerations for choosing a Type II method among multiple Type III methods) で合意した。
- ・ 関連する (relevant) という表現は主観的なもので、有意な (significant) という表現に置き換えた方がよいのではないか、精度よりも精確さという表現の方が適しているのではないか、回収率も複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための考慮事項に入れた方がよいのではないか等の意見も挙げられたが、以下の理由により最終的には合意には至らなかった。
 - 有意な (significant) : 統計や等価の考慮を想像する有意な違い (significant difference) を定義づけることは難しいため。
 - 精確さ : Type II 分析法は、紛争に用いられる参照法であるため、判別するための最高の精度を有していることが重要であるため。
 - 回収 : Type III 分析法として選択する際に考慮されているため。
- ・ 最終的には、複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するためのガイダンス (Guidance to select Type II methods from multiple Type III methods) を情報提供文書 (CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン) に収載することに合意した。

議題 8 : 分析法に関する国際機関間会合の報告

米国薬局方会議 (USP) から、国際機関間会合 (IAM) の議長として、議論された様々

な問題点を強調しながら、IAMの報告書が紹介された。特に、CXS 234の点検・更新作業の状況や、複数のType III分析法からType II分析法の選択法等のCCMASに関する問題等が紹介された。

議題9：その他の事項及び今後の作業

事務局から、CXG 50 と CXG 54 の改定作業が終了したことから、CCMAS が注視すべき新たな作業の探索を開始すると良い旨の発言があった。また、他のコーデックス文書について、現在においても目的に合致した文書になっているか、改定や取り消しの必要がないか否かを点検することが代表団に求められた。

議題10：次回会合の日程及び開催地

第43回CCMASは、2024年5月13日～5月17日、ブダペストで開催を予定しており、正確な日程及び場所については、議長国と事務局が相談して決定される。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業の概要及び状況

担当者	目的	事項	ステップ
加盟国 第 85 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	採択	分析法、性能規準、サンプリングプランの収載：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）	－
加盟国 第 85 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	採択	サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）	8
第 85 回 CCEXEC 第 46 回 CAC	廃止	汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）	－
コーデックス事務局	公表	情報提供文書（測定の不確かさのガイドライン） 情報提供文書（CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドラインに含まれる複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するためのガイダンス）	－
電子的作業部会 （議長国：米国） 物理的作業部会 第 43 回 CCMAS 第 54 回 CCFA	検討	硝酸塩及び亜硝酸塩に関する分析法	－
電子的作業部会 （議長国：米国） 物理的作業部会 第 43 回 CCMAS 第 48 回 CCFL	検討	予防的アレルゲン表示：分析法	－
ブラジル 第 43 回 CCMAS	議論	同一として用いられている原理や名前の形式に関する討議文書	－
チリ、ブラジル 第 43 回 CCMAS	議論	窒素含有量からたんぱく含有量を求めるための窒素換算係数の記載方法に関する討議文書	－
電子的作業部会 （議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル）	議論	同一品目、同一条項で Type I 分析法が掲載されている場合の Type IV 分析法の CXS 234 への収載に関する討議文書	－

担当者	目的	事項	ステップ
第 43 回 CCMAS			
電子的作業部会 (議長国:カナダ) 物理的作業部会 第 43 回 CCMAS	点検・更新	穀類・豆類の分析法	－
電子的作業部会 (議長国:ノルウェー) 物理的作業部会 第 43 回 CCMAS	点検・更新	魚及び魚加工品の分析法	－
電子的作業部会 (議長国:ドイツ) 物理的作業部会 第 43 回 CCMAS	点検・更新	フルーツジュースの分析法	－
電子的作業部会 (議長国:ニュージーランド、共同議長国:ドイツ) 第 43 回 CCMAS	議論	情報提供文書 (サンプリングプランアプリを含む e-book)	－

コーデックス委員会 第42回分析・サンプリング法部会



第42回分析・サンプリング法部会 議題一覧

開催日：本会合 6月13日～6月16日（対面形式）
報告書採択 6月20日（バーチャル形式）

番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	油脂の分析法の点検・更新
4.2	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.3	加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新
5	情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）
6	サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定
7	複数のTypeⅢ分析法からTypeⅡ分析法を選択するための規準に関する討議文書
8	分析法に関する国際機関間会合の報告
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

コーデックス規格のサンプリングプランの承認（議題3）

- サンプリングの一般ガイドライン (GXG 50) の改定が終わるまで、各部会から提案されたサンプリングプランの承認を延期するとのCCMASの合意に基づき、サンプリングプランの大部分は承認せず。
- CXG 50は、サンプリングプランを作成するためのガイドラインであり、サンプリングプランそのものではないため、各規格のサンプリングプランとしてCXG 50を参照することは適当ではなく、CXG 50に基づき当該品目に適したサンプリングプランを作成して記載する必要があることが確認された。

2

コーデックス規格の分析法の承認（議題3） - 1

食品汚染物質部会（CCCF）関係

- 牛乳や果実缶詰等の多種品目中の鉛及びカドミウムの分析法の性能規準は合意。それに伴い、分析・サンプリング法規格（CXS 234）に掲載されている鉛及びカドミウムの分析法を削除、汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）を廃止。
- 穀物中の総アフラトキシン分析法の性能規準の設定に、「複数成分の総量」（sum of components）アプローチを使用。ただし、分析の実効性やアフラトキシン毎に異なる規準が設定される可能性をなくするため、4種（AFB1、AFB2、AFG1、AFG2）全ての分子種の想定される存在比（CCCFの提案）ではなく、同一存在比率と仮定し、4種のアフラトキシン全てについて同一の性能規準とした。
- この考え方を反映するため、「複数成分の総量」（sum of components）に関する情報提供文書に以下を追加。
 - 最大基準値（ML）の定義に含まれる成分が一定割合存在しない場合で、個々の成分の重み係数を含めると、LOD/LOQ値、もしくは最低適用範囲の検証をすることが出来なくなる場合、LOD（例えば、 $1/5 \cdot ML/n$ ）やLOQ（例えば、 $2/5 \cdot ML/n$ ）、最低適用範囲（例えば、 $ML/n \pm 2S_p$ ）の決定には、 ML/n を使用すべき（ n はMLの定義内に含まれる構成成分の数）。

3

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 2

Commodity	Analyte	ML (µg/kg)	LOD (µg/kg)	LOQ (µg/kg)	Precision (%)	Minimal applicable range (µg/kg)	Recovery (%)
Maize grain	AF B1+B2+G1+G2	15	≤ 3	≤ 6	<44	8.4 - 21.6	60-115
	AFB1	-	≤1.5	≤ 3.0	<44	4.2 - 10.8	60-115
	AFB2	-	≤ 0.5*	≤ 1*	<44	1.4 - 3.6	40-120
	AFG1	-	≤ 0.5*	≤ 1*	<44	1.4 - 3.6	40-120
	AFG2	-	≤ 0.5*	≤ 1*	<44	1.4 - 3.6	40-120

※これらの値での妥当性が確認できない場合は、AFB₂、AFG₁、AFG₂のLOD、LOQの水準をAFB₁のパラメータまで引き上げることができる。

Commodity	Analyte	ML (µg/kg)	LOD (µg/kg)	LOQ (µg/kg)	Precision (%)	Minimal applicable range (µg/kg)	Recovery (%)
Maize grain	AF B1+B2+G1+G2	15	≤ 3	≤ 6	<44	8.4 - 21.6	60-115
	AFB1	-	≤0.75	≤ 1.5	<44	2.1 - 5.4	40-120
	AFB2	-	≤0.75	≤1.5	<44	2.1 - 5.4	40-120
	AFG1	-	≤0.75	≤ 1.5	<44	2.1 - 5.4	40-120
	AFG2	-	≤0.75	≤ 1.5	<44	2.1 - 5.4	40-120

原案は、AFB₁より存在比が小さい他の分子種のLOD、LOQがAFB₁より低くなり、分析が難しくなってしまうこと、AF毎に異なる性能規準値が作成される可能性がある。これらの問題を解決する観点から、4種（AFB1、AFB2、AFG1、AFG2）全ての分子種を同一存在比率と仮定し、4種のAF全てについて同一の性能規準とした。

4

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 3

食品衛生部会（CCFH）関係

- 照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）に掲載されている分析法をCXS 234に移行させることについて、分析法やその適用に関する情報が十分ではなかったことから、承認には至らなかった。
 - 分析法に関するさらなる情報を収集するための回付文書を発行。

食品添加物部会（CCFA）関係

- 硝酸塩及び亜硝酸塩の分析法は、CCFAに返答するためにはさらなる検討が必要であることから、米国を議長国とした電子的作業部会（EWG）を設置。
- EWGにおいて、食品中の硝酸イオン及び亜硝酸イオンに関する性能規準や提案されている分析法が性能規準を満たすか否か、また、その分析法が硝酸イオンと亜硝酸イオンの両方を別々に検出するか否かの等について議論。

5

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 4

食品表示部会（CCFL）関係

- 交差接触による食品中の意図しないアレルゲンの存在に関する分析法は、CCFL返答するためにはさらなる検討が必要であることから、米国を議長国、英国を共同議長国とするEWGを設置し、妥当性確認がなされた分析法の選択及び妥当性確認に関する方法を検討するための討議文書を作成。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係

- 乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CXS 72-1981）に記載されているビタミンB₁₂、総アミノ酸（タウリン及びトリプトファンを除く）、トリプトファンの分析法を承認。
- フォローアップフォーミュラの規格（CXS 156-1987）については、物理的作業部会では時間の都合上議論できず、第43回CCMASで議論。

6

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 5

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）関係

- 提案されていた全ての分析法は、不明な点、情報が不足している点が多々あったため承認には至らなかった。
 - 死んだ昆虫全体（Whole dead insects）と生きた昆虫（Live insect）とで分析法（ISO 927）のTypeが異なる理由や、ISO 927とAOAC 960.51が共にType I分析法が選択されているが同一の分析法なのか、Type I分析法とType IVを共存させるためには、説得力のある注釈を付すことが必要になるが、それだけの理由はあるか否か等。
- 疑問点をCCSCHに質問し、その回答を踏まえ、第43回CCMASで議論。

アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）関係

- 乾燥肉の規定に関する分析法を承認。

7

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 6

アジア地域調整部会（CCASIA）関係

- バチルス属（*Bacillus* species）を使って発酵させた大豆製品（納豆等）の地域規格の分析法は、Type I分析法として承認。
 - 納豆、チョングッチャン、トゥアナオで各々異なる分析法が採用されている点について質問があったが、我が国より、各品目の現行の取引で用いられている分析法を採用していると聞いていると返答。
- 植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）（中華ちまき等）の地域規格については、過酸化物体の分析法をType IV分析法として承認。
 - CCASIAに対して、コメからの油分の抽出法に関する妥当性確認試験の実施及びその結果の提供を依頼し、CCASIAから妥当性確認試験の結果が提供された後、その結果に基づき分析法のTypeを再考。

8

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 7

北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）関係

- 発酵ノニ果汁飲料の地域規格について、スコポレチンとデアセチルアスペルロシド酸の分析法をType IV分析法として承認。
- Brix値の分析法であるAOAC 983.17、EN 12143、IFUMA 8、ISO 2173をType IV分析法として承認。
- 飲料用カヴァ製品の地域規格（CXS 33R-2020）の改訂版分析法は、承認には至らなかった。

9

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 8

その他提案（粉乳中の水分の分析法について）

- 粉乳中の水分の分析法は、既にType I分析法が存在するが、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチンでは既存のType I分析法での分析が困難なことから、新たな分析法が提案された。
 - EU、米国、IDF等から、既にType I分析法が存在する等の理由から本分析法をType IV分析法として承認することに対する反対意見が多く挙げられた。我が国からは、議題4（本議題より先に議論された）の油脂の分析法の点検・更新の議論でも同様の議論があり、Type I分析法とType IV分析法の共存が認められており、Type I分析法の実行が困難な国が存在するのであれば、コーデックスの原則の1つである包括性（inclusiveness）の観点から、本分析法をType IV分析法として承認すべきと発言。
- 同一品目・条項において、Type I分析法が存在する場合にType IV分析法を承認しない厳格な規則が存在しないこと、提案された分析法が目的に合致していることを理由に、提案のあった分析法をType IV分析法として承認。

10

コーデックス規格の分析法の承認（議題3）－ 9

他のオブザーバーからの提案

（CXS 234に収載されているラクトースと脂肪分の分析法、牛乳及び乳製品のISO|IDF法の更新について）

- 乳製品パーミエートパウダー中のラクトースの分析法（ISO 22662|IDF 198）をType II分析法として承認。
- 牛乳及び乳製品に関する分析法の更新案を承認。

11

分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新(議題4) - 1

CXS 234とは

食品名	条項 (分析対象)	分析法	分析原理	分析法のタイプ
<i>Commodity</i>	<i>Provision</i>	<i>Method</i>	<i>Principle</i>	<i>Type</i>
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method No 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Particle size (granularity)	AOAC 965.22	Sieving	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Protein	ICC Method No 105/1 (1986)	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I

経緯

- CXS 234に収載されている分析法については、承認されたときから時間が経っており、新しい分析法が利用可能／古い分析法が廃止などになった際にこれらが完全には反映できていないため、点検・更新を行うことを目的に作業が開始。

作業中のパッケージ

- 油脂の分析法の点検・更新(議題 4.1)
- 穀類・豆類の分析法の点検・更新(議題 4.2)
- 加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新(議題 4.3)

12

分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新(議題4) - 2

油脂(議題 4.1) 議長国：オランダ、作業完了

- 名前のついた動物脂について、AOCS Cc 12-59をType IV分析法として承認。ただし、同一品目・条項においてType I分析法が存在するため、なぜType I分析法とType IV分析法が共存しているかの理由を注釈として付すこととなった。
- 提案された点検・更新案を承認し、総会へ提出。

穀類・豆類(議題 4.2) 議長国：カナダ、作業継続

- ピーナッツ中のアフラトキシンの分析法について、既に性能規準の値がCXS 193に収載されていることから、CXS 234から取り消すべきとの意見があったが、この性能規準の値については、CCCFによって更新される必要があることで合意。
- 提案された点検・更新案を承認し、総会へ提出。
- カナダを議長国としたEWGを再設置し、引き続き、更新・点検作業を実施。

13

加工果実・加工野菜(議題4.3) 議長国: 米国、作業完了

- ・ 安息香酸、ソルビン酸塩、カルシウム、スズについて、米国が開発中の性能規準の値が承認されるまで、継続してCXS 234に収載。
- ・ すでに性能規準の値が存在することから、個別の鉛の分析法については、CXS 234から削除。
- ・ 提案された点検・更新案を承認し、総会へ提出。

新たに作業が開始されるパッケージ

油脂、加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新作業が完了したことから、新たに以下の2つのEWGを設置し、検討・見直し作業を実施。

- ・ 魚及び魚加工品の分析法(議長国: ノルウェー)
- ・ フルーツジュースの分析法(議長国: ドイツ)

14

情報提供文書: 測定の不確かさのガイドライン(議題5)

経緯 議長国: ドイツ

- ・ 測定の不確かさのガイドライン(CXG 54)の改定と合わせ、事例についての情報提供文書※があると理解に役立つとの議論があり、作業が開始。

結果

- ・ 提示された修正案に加え、ある条件下において、モンテカルロ法が既存の不確かさの推定方法として適切な代替手法であることを追記する修正を加えた上で、情報提供文書とする。
- ・ CCMASのウェブページに掲載する。

※必要に応じて更新していくことが可能である旨、コーデックス事務局から発言あり。

15

サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) (議題6) - 1

CXG 50とは

- サンプリングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドライン。

経緯 議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ

- 第34回魚類・水産製品部会 (CCFFP) から、CXG 50は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指して議論が開始。

主な議論のポイント

- 既存の規格やガイドラインで既に定義され、使用されている専門用語との整合がとれているか。
- 作業開始時点で、新規作業提案文書により合意されていない事項については、本ガイドラインの改定に含まれていないか。
 - 我が国からも専門用語の定義を一括して行うこと、再検査 (Reinspection) に関する記載の削除等の意見を提出。

16

サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) (議題6) - 2

結果

- バルクロットを対象としたサンプリングに関する専門用語は、CXS 193に記載されている用語との整合を図ると共に、より一般的な表現となるように修正。
 - サンプルサイズに関する詳細な記載やマイコトキシン分析に特徴的に使用されるミルに関する記載等。
- ガイドラインで提示されている例は、サンプリングプランの設計を補助するためのもので、決定的な推奨事項ではないことを明記。
- 最終採択のため、総会へ諮る (Step 8)。
 - 我が国から提案した修正は、再検査 (Reinspection) に関する記述の削除を含め、大部分が採用された。
- ニュージーランドを議長国、ドイツを共同議長国としたEWGを再設置し、e-bookの作成を引き続き実施。
- 関連する部会に、改定CXG 50に基づき各々のサンプリングプランの見直しを依頼。
- サンプリングプランはCXG 50を参照するのではなく、CXG 50を準拠する形で作成されるべきものであることを通知。¹⁷

経緯 議長国：スイス

- 「Type III分析法からType II分析法を選択する」と言われても、どれを選んだらいいのかわからない。
- そもそも、そうになってないものもある（複数のType II分析法があったり、Type III分析法があるのにType II分析法がなかったり）。
- 今までは、個別品目部会からの提案に基づき、CCMASで専門家が判断していた。
- ある程度、ルールを決めた方がいいのでは？という提案。

CXS 234

Commodity	Provision	Method	Principle	Type
Infant formula	Sodium and potassium	AOAC 2015.06 / ISO 21424 243	ICP-MS	II
Infant formula	Sodium and potassium	AOAC 2011.14 / ISO 15151 IDF 229	ICP emission spectroscopy	III
Infant formula	Sodium and potassium	ISO 8070 IDF 119	Flame atomic absorption spectrophotometry	III

18

Codexにおける分析法の分類－1

- コーデックス規格の分析条項（provision）のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制（regulatory purposes）に使える

Type I Defining Methods

- 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法
- 1つの品目/分析対象について1分析法のみ承認が可能
例：水分の分析法（常圧、○℃で、○時間加熱した減量）
特定の変換係数を用いて計算

Type II Reference Methods

- 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
- Type III分析法から1つ選択。
- 1つの品目/分析対象について、1分析法のみ承認が可能

19

Type III Alternative Approved Methods

- コーデックスの要求に適合している分析法（国際的なプロトコルに基づき複数試験室での妥当性確認がされている）
- 管理、検査、規制のための分析に用いられる分析法
- 複数の分析法を承認可能

Type IV Tentative Methods

- Type I～Type III分析法ではない分析法
- 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- コーデックスの分析法の性能規準に適合するかデータが不足している分析法（複数試験室で妥当性確認がされていない）

20

複数のType III分析法からType II分析法を選択するための規準（議題7） – 2

主な議論のポイント

- 議長は日本とAOACに修正案の作成を依頼。修正案に基づき本会合で議論。
 - ほとんどの試験室で実行可能な分析法が望ましい（例えば、従来使用されている装置の使用）
 - 危険な試薬を使用しない分析法が望ましい（例えば、重金属や有機塩素など）

結 果

- 手続きマニュアルのGeneral criteria for the selection of methods of analysisに記載されている事項は、Type III分析法として承認する際に既に考慮されているため、Type II分析法の選択の際に改めて考慮する必要はない。
- 複数のType III分析法からType II分析法を選択するためのガイダンス（Guidance to select Type II methods from multiple Type III methods）を情報提供文書（CXS 234に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）に収載。

21

新たな議題(次回以降で議論) - 1

CXS 234において、同一として用いられている原理や名前の形式や名称の決定に関する議論 作業国：ブラジル

- CXS 234に収載されている分析に関する原理や条項について、同一のものを指している場合でも別の用語が使用されている場合があることが指摘された（例えば、Titrimetry (kjeldahl) vs kjeldahl）。
- これらについて整合をとるため、ブラジルが討議文書を作成。

CXS 234への窒素換算係数の挿入 作業国：チリ、ブラジル

- 窒素含有量からたんぱく含有量を求めるための窒素換算係数の記載方法（CXS 234に記載するか、元の規格に記載するのか）に関する討議文書をチリとブラジルが作成。
- 窒素換算係数については、CCMASではなく個別品目部会の責任で決定すべきであるとの指摘があった。

22

新たな議題(次回以降で議論) - 2

Type I分析法の同等性 作業国：特定できず

- 討議文書を作成する必要があるか否か、第43回CCMASにおいて検討。
 - 米国より、かつて（2013-2016年）CCMASにおいて、Type I分析法のクライテリアアプローチ導入について検討したが、同等性を試験するための統計的手法が困難なこと等を理由に合意には至らなかった経緯があり、作業は困難ではないかとの発言。

同一品目、同一条項でType I分析法が掲載されている場合のType IV分析法のCXS 234への収載について

議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル

- ウルグアイを議長国、ブラジルを共同議長国としたEWGを設置し、以下に関する討議文書を作成。
 - CXS 234内にType IとType IVの分析法が共存する品目及び分析対象の確認
 - Type I分析法とType IV分析法の共存が認められた理由の評価
 - Type I分析法とType IV分析法が共存可能となる規準及びその手法
 - 必要に応じて、情報提供文書（CXS 234に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）及びCXS 234の変更の勧告

23

施行 平成 12 年 3 月 10 日
最終改正 令和 5 年 9 月 1 日

コーデックス連絡協議会の設置について

消費者庁次長
厚生労働省健康・生活衛生局長
農林水産省消費・安全局長

1 趣旨

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者を始めとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、「コーデックス連絡協議会」を設置する。

政府は、コーデックス委員会における我が国の対処方針を決定するに当たっては、本協議会で提出された意見を考慮する。

2 活動内容

- (1) コーデックス委員会における主要な検討議題に関する意見交換
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本協議会は、消費者関係者、産業界関係者、学識関係者からなる 20 名以内の委員をもって構成する。
- (2) 委員の選任は、審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）別紙 3 審議会等の運営に関する指針 2.（委員の選任）に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。
- (3) 関係団体からの推薦を受けて委員を選任する際は、推薦理由を確認できる文書の提出を求める。
- (4) 本協議会の委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。
- (5) 議題に関する専門的な知見を有する者を、必要に応じて、臨時委員として協議会に出席させることができる。
- (6) 委員は、消費者庁次長、厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省消費・安全局長が協議の上、選任する。

4 議事の進行

本協議会の議事の司会進行は、委員が互選等により務める。ただし、やむを得ない事由がある場合、出席委員の意見を聴いて、事務局が務めることができる。

5 議事の公開

- (1) 本協議会は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合には、非公開とすることができる。

- (2) 本協議会の資料及び議事概要については、公開資料とし、議事概要については、発言箇所ごとに発言した委員の氏名を明記し公開する。ただし、特定の個人又は団体に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。

6 事務局

本協議会に係る事務は、コーデックス・コンタクト・ポイントなど関係府省の協力を得て、消費者庁食品表示企画課、厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課及び農林水産省消費・安全局食品安全政策課が行う。